

南信州定住自立圏

共生ビジョン

令和 6年 4月 1日

長野県飯田市

策定	平成 21 年 12 月 24 日
第 1 回変更	平成 22 年 12 月 24 日
第 2 回変更	平成 23 年 2 月 24 日
第 3 回変更	平成 23 年 12 月 24 日
第 4 回変更	平成 25 年 3 月 27 日
改訂	平成 26 年 4 月 1 日
第 1 回変更	平成 27 年 4 月 1 日
第 2 回変更	平成 28 年 4 月 1 日
第 3 回変更	平成 29 年 4 月 1 日
第 4 回変更	平成 30 年 4 月 1 日
改訂	平成 31 年 4 月 1 日
第 1 回変更	令和 2 年 4 月 1 日
第 2 回変更	令和 3 年 4 月 1 日
第 3 回変更	令和 4 年 4 月 1 日
第 4 回変更	令和 5 年 4 月 1 日
改訂	令和 6 年 4 月 1 日

南信州定住自立圏共生ビジョン 目 次

1	定住自立圏及び市町村の名称	1 p
(1)	定住自立圏の名称	1 p
(2)	圏域を形成する市町村（構成市町村）の名称	1 p
2	圏域の概況	1 p
(1)	沿革	1 p
(2)	近況	2 p
3	定住自立圏の将来像	2 p
(1)	将来の目指す姿	2 p
(2)	圏域人口の将来展望	2 p
(3)	市町村の役割分担、取組	3 p
4	平成 31～令和 5 年度の実施状況	4 p
ア	定住自立圏形成協定による取組の内容	4 p
イ	成果指標（K P I）達成状況	4 p
ウ	ヒアリングによる成果と課題の把握	7 p
エ	今後の取組の方向性	8 p
5	定住自立圏共生ビジョンの期間	8 p
6	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組	9 p
(1)	生活機能の強化に係る政策分野	9 p
ア	医療	9 p
イ	福祉	12 p
ウ	産業振興	14 p
エ	環境	17 p
オ	教育及び文化	18 p

（２）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	19 p
ア 地域公共交通及びＩＣＴインフラの整備	19 p
（ア）地域公共交通ネットワークの構築	19 p
（イ）地域情報共有システムの構築	25 p
（ウ）戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	28 p
イ 圏域内外の住民との交流及び移住の促進	29 p
（３）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	40 p
人材育成等	40 p
共生ビジョン事業一覧	42 p

定住自立圏共生ビジョン

1 定住自立圏及び市町村の名称

(1) 定住自立圏の名称

南信州定住自立圏

(2) 圏域を形成する市町村（構成市町村）の名称

飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、
売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

2 圏域の概況

(1) 沿革

南信州定住自立圏域は、遠州・東三河・東濃地域と境を接し、天竜川や中央アルプス・南アルプスの豊かな水と森林に抱かれ、四季折々の趣が美しい自然環境に恵まれた地である。

古墳時代（5世紀頃）、大和王権とのつながりや、7世紀後半から10世紀全般にかけて伊那郡衙が設置される要所であった。畿内と東国を結んだ東山道や、近世には三州、遠州街道などの陸運や天竜川の水運が発達し、今日ではJR飯田線や中央自動車道など、いつの時代においても交通が結節する要衝にあった。多種多様な人やモノ、情報が行き交う中で、人々はそれらと交流し、進取の精神と学究性に富んだ創造力により、独自の文化・産業を醸成し栄えてきた。

戦後まもなく遭遇した飯田市街地の大火、昭和36年、同58年の豪雨大災害などの苦難を乗り越えながら、人々の心や地域には「自主自立の精神」と「結いの精神」が、しっかりと根付いている。

暮らしの中には、神楽・人形浄瑠璃・歌舞伎・屋台獅子などの伝統芸能が今も連綿と息づいており、当地域は日本の民俗芸能の宝庫と称されるとともに、人形劇フェスタに象徴される新たな文化を創造してきている。

水引をはじめとする伝統産業は今なお地域経済の一翼を担い、農林業は水稲・養蚕から果樹・畜産・菌茸類・野菜等へ転換を図りつつ、森林資源を守ってきた。また、これらの地域資源を生かした体験教育旅行を中心とする独自のグリーンツーリズムに取り組んでいる。製造業では国内トップクラスを誇る先端技術の集積を生かし、地域産業の高度化と人材育成の拠点となるエス・バードの整備を行い、今も新たな付加価値の創造が続いている。

人々は、このような文化的・経済的な基盤を共有する中で、特徴ある住民自治を展開し、飯田市を中心とした南信州地域を、独立的・一体的な圏域として形成してきている。

(2) 近況

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 令和5年推計」の出生中位推計によると、令和2年(2020年)に1億2,615万人だった日本の人口は、2040年の1億1,284万人を経て、2056年には1億人を割って9,965万人になるものと推計されるなど、極めて急速な人口減少と超高齢化が進行する厳しい情勢が示されている。同様に、当圏域の人口も現在の15万5千人から2040年には12万5千人に減少する予測が発表されている。

圏域を取巻く状況は、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備が進むことで、東西軸と南北軸が交わる新たな日本の十字路としてのポジションに位置付く。リニア中央新幹線により首都圏・中部圏・近畿圏が一体化する超巨大都市圏が形成されたとき、リニア沿線にあって大都市圏に埋没することなく、個性と機能を備えた人々を惹きつける圏域となっていくことが求められている。

令和5年5月には三遠南信自動車道全線の中でも最難関の箇所である青崩峠トンネルが貫通し、三遠南信自動車道の全線開通が現実味を帯びてきている一方で、令和6年3月には東海旅客鉄道株式会社よりリニア中央新幹線の2027年開業を断念するとの発表があり、開業時期の延期から移住促進などへの影響が懸念される。

近年では信州大学と連携した航空機産業で培った技術等を生かし、ドローンや空飛ぶクルマなどの「次世代エアモビリティ」への取り組みも進めており、加えて、信州大学の「アクア・リジェネレーション(ARG)分野」の研究力を核とした水循環やグリーン水素エネルギーといった地球規模の課題の解決に資する研究をベースとした新産業創出を目指す動きがある。

3 定住自立圏の将来像

(1) 将来の目指す姿

われわれは、地方圏を取巻く厳しい環境への準備と、リニアがもたらすこれまでに経験したことのない劇的な変化に対し適切に対応していくとともに、当圏域が持続可能な圏域としてあり続けるために、先人から受け継ぐ「山のくらし」「里のくらし」「街のくらし」が渾然一体となって織りなす多様性あふれる魅力を大切に守り、次の世代へと確実に引き継いでいく。

この地に若者達が定着し、多彩な「人財」が将来にわたり往来する、活力にあふれ美しく、心が響き合い、安心して暮らすことができる南信州定住自立圏の構築を一層推進していく。

南信州圏域における広域連合による地域経営と定住自立圏による環境整備は補完の関係にあり、この両輪によって一体的な地域づくりを推進していく。このことは、広域連合の掲げる地域像「小さな世界都市」、「多機能高付加価値都市圏」の実現へつなげていくものである。

(2) 圏域人口の将来展望

南信州定住自立圏の構成市町村では、全国的な人口動向や世界の動きを

ふまえたうえで、私たちが将来どのような暮らしをしたいのかを議論し、20年先（2040年）を見据えた理想の地域像を描き、それを支える人口の将来展望を示した。

南信州定住自立圏では、構成市町村が長期的な将来展望として表した人口ビジョンを集計し、圏域全体の人口ビジョンとしてまとめた。

その合計は、2040年には、142,385人となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計による125,437人を16,948人上回る数値となっている。

・圏域の将来推計人口

市町村名	国調人口	推計人口 (社人研)	人口ビジョン	
	2020年	2040年	2040年	2060年
飯田市	98,164	81,330	93,049	
松川町	12,530	10,019	10,472	
高森町	12,811	11,030	11,562	11,200
阿南町	4,299	2,622	3,386	2,626
阿智村	6,068	4,355	4,606	3,319
平谷村	387	209	419	421
根羽村	852	496	773	632
下條村	3,545	2,668	3,443	3,163
売木村	548	382	455	404
天龍村	1,178	538	739	601
泰阜村	1,542	1,074	1,102	865
喬木村	5,973	4,697	5,500	5,000
豊丘村	6,426	5,400	6,155	5,858
大鹿村	1,023	617	724	649
計	155,346	125,437	142,385	

・圏域の将来の人口目標 2040年 142,385人

（３）市町村の役割分担、取組

市町村は、住民が日常生活文化圏を共有していることを踏まえ、圏域を一体的に経営していく必要性を再認識する。そして、互いの独自性を尊重しな

がら連携を一層強化する中で、共通課題の解決と圏域活力の再興・創造に向けて対等の立場で協働し、着実に実行することで、地域政府としての責務を果たしていく。

具体的には、中心市・近隣市町村相互に役割分担し、定住のための機能を高め、豊かで多様なライフスタイルを提案できる魅力ある圏域を創り上げ、内外の人々を惹きつける地として、地方生活圏の新しい姿を創出していく。

中心市である飯田市は、圏域全体を視野に入れ、都市機能の整備・提供に努め、圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させていく。

近隣 13 町村は、生活機能の確保・充実や交流機能の整備・提供に努めるとともに、人々にとって欠くことの出来ない自然環境の保全や文化の向上・保存継承を図るなど、当地域が有する「多様性」を守り磨いていく。

4 平成 31～令和 5 年度の実施状況

これまで南信州定住自立圏で取り組んだ事業による効果や今後の実施の方向性等について、成果指標（KPI）の達成状況を確認するとともに、近隣町村ヒアリング（町村別協議）、分野別関係者ヒアリング（ビジョン懇談）により把握した。

主な内容、結果について、以下のとおり整理する。

ア 定住自立圏形成協定による実施の内容

【生活機能の強化】

救急医療体制の確保／産科医療体制の確保／大規模災害医療救護体制の整備／圏域健康計画の策定／病児・病後児保育事業（H22. 10. 12 追加協定）／公益財団法人南信州・飯田産業センターの運営等／鳥獣害防止総合対策／地域ぐるみによる環境関連活動／図書館ネットワークシステムの構築（H22. 12. 27, H25. 12. 16, H29. 3. 17 追加協定）／成年後見支援センターの運営等（H25. 3. 27 追加協定）／飯田下伊那診療情報連携システム（H26. 3. 27 追加協定）

【結びつきやネットワークの強化】

地域公共交通ネットワークの構築／地域情報共有システムの構築（R3. 3. 19 追加協定）／戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用（H27. 4. 1 追加協定）／にぎわい拠点の整備

【圏域マネジメント能力の強化】

人材育成等

イ 成果指標（KPI）達成状況

共生ビジョンに基づき推進する各実施について、その成果を把握、検証するため、成果指標（KPI）の設定を行った。第 3 期共生ビジョンの終了時点（令和 5 年度）の達成状況は別表のとおりである。

生活機能の強化に係る政策分野（医療・福祉・産業振興・環境・教育及び文化）については、おおむね目標を達成できた。

一方、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野については、新型コロナウイルス感染症による影響もあり、地域公共交通や圏域内外の住民との交流及び移住の促進に関して、目標値を達成できない取組もあった。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野	成果指標	実績値					目標値
ア 医療		H31	R2	R3	R4	R5	R5
①休日夜間急患診療所の運営	利用患者数（人）	4,496	1,496	1,686	1,918	3,417	6,000
②在宅当番医制、病院群輪番制及び調剤当番制	輪番当番医療機関数（機関）	7	7	7	8	8	7
③大規模災害医療救護体制の整備	—	—	—	—	—	—	—
④飯田下伊那診療情報連携システムism-Linkへの支援	登録者数（人）	30,217	35,635	38,631	48,988	54,796	40,000
イ 福祉							
①圏域健康計画の策定	—	—	—	—	—	—	—
②病児・病後児保育事業の実施	利用児童数（人）	822	281	371	518	695	800
③成年後見支援センターの設置	相談件数（件）	1,352	1,548	1,622	1,513	1,794	1,500
ウ 産業振興							
①公益財団法人南信州・飯田産業センターの運営等	工業技術試験研究所の施設利用件数（件）	843	826	762	704	844	1,500
	人材育成事業受講企業数（企業）	284	368	429	546	565	400
	ビジネスネットワーク支援センター事業新規マッチング受援額（百万円）	1,034	1,163	961	1,128	1,135	1,000
②鳥獣害防止総合対策	野生鳥獣による農作物被害額（千円）	101,932	72,408	68,537	64,906	61,350	101,543
エ 環境							
①環境文化都市及び環境モデル都市の取組の普及拡大	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数（件）	209	210	210	214	219	225
オ 教育及び文化							
①図書館ネットワークシステムの構築	自治体間の図書の貸出数（冊）	38,372	40,963	43,346	44,300	42,245	39,000

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	成果指標	実績値					目標値
		H31	R2	R3	R4	R5	R5
ア 地域公共交通及びICTインフラの整備 (ア) 地域公共交通ネットワークの構築							
①乗合タクシー上市田線	利用者数 (人)	2,742	2,175	2,184	2,276	1,992	2,500
②路線バス阿島線	利用者数 (人)	21,729	17,942	19,398	22,037	23,851	21,729
③路線バス大鹿線	利用者数 (人)	8,397	5,887	5,870	7,593	7,487	8,293
④豊丘村営バス (一部)	利用者数 (人)	8,921	8,002	9,313	10,076	11,397	7,936
⑤喬木村民バス (一部)	利用者数 (人)	5,554	2,123	2,164	1,990	1,354	4,958
⑥路線バス駒場線	利用者数 (人)	219,540	166,139	162,590	169,950	182,817	219,540
⑦西部コミュニティバス	利用者数 (人)	9,231	8,070	8,087	9,344	9,793	11,492
⑧路線バス・乗合タクシー平岡線	利用者数 (人)	3,446	2,711	2,683	2,739	4,022	3,446
⑨路線バス遠山郷線	利用者数 (人)	16,567	11,660	12,226	11,830	11,118	16,567
⑩路線バス阿南線	利用者数 (人)	36,086	31,383	30,634	28,428	30,191	38,013
⑪路線バス温田線	利用者数 (人)	36,086	31,383	30,634	28,428	30,191	38,013
(イ) 地域情報共有システムの構築							
①電子メール配信システムの運営	登録メールアドレス数 (件)	32,703	36,241	37,715	36,369	38,430	32,000
②ケーブルテレビによるデータ放送システム	データ放送掲載情報件数 (件)	5,489	5,348	10,642	8,617	8,778	6,000
(ウ) 戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用							
①戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	—	—	—	—	—	—	—
イ 圏域内外の住民との交流及び移住の促進							
①飯田市中心市街地活性化事業	歩行者・自転車通行量 (休日) (人)	7,332	—	6,388	5,512	6,966	10,400
②飯田市天龍峡活性化事業	天龍峡及び天竜川下り舟の観光客数 (人)	331,500	253,600	225,100	246,716	259,700	376,000
③「市田柿発祥の里」賑わい創出事業	信濃かもし温泉町民研修センター森の家 利用者数 (人)	188,607	85,000	35,000	70,000	75,000	75,000
④かじかの湯施設改修事業	かじかの湯入湯者数 (人)	86,220	43,208	47,812	47,216	69,909	85,627
⑤屋神温泉活性化事業	屋神温泉利用者数 (人)	575,531	333,915	320,392	404,337	428,126	600,000
⑥ひまわりの湯・平谷高原スキー場・平谷湖フィッシングスポット施設改修事業	ひまわりの湯及び平谷高原観光客数 (人)	222,645	152,661	161,649	197,507	167,620	230,000
⑦根羽村観光拠点施設周辺景観整備事業	ネバーランド・ゴルフ場・茶臼山高原利用者数 (人)	71,129	60,872	71,622	75,286	81,911	100,000
⑧賑わい拠点 道の駅下條活性化事業	道の駅利用者数 (人)	180,000	106,690	107,970	170,260	196,100	200,000

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	成果指標	実績値					目標値
		H31	R2	R3	R4	R5	R5
⑨こまどりの湯・自然休養村等施設改修事業／クロスカントリーコース整備事業／うるぎ星の森音楽祭／田舎体験型観光事業	うるぎ自然休養村観光客数 (人)	123,200	90,300	97,600	91,100	96,100	120,000
⑩おきよめの湯、おきよめの郷及びふれあいステーション龍泉閣活性化事業	おきよめの湯・おきよめの郷・龍泉閣利用者数 (人)	98,544	—	56,642	89,735	100,000	110,000
⑪泰阜村賑わい創出事業	おひまわり交流施設、二軒屋キャンプ場利用者数 (人)	12,878	10,007	12,072	14,600	16,042	12,000
⑫喬木村賑わい拠点整備事業	交流センター利用者数 (人)	69,318	9,697	12,618	24,941	34,224	63,000
⑬豊丘村賑わい創出事業	道の駅利用者数 (人)	760,000	900,000	969,000	1,002,000	1,018,700	800,000
⑭大鹿村賑わい創出事業	大西公園、中央構造線博物館、露頭観察場利用者数 (人)	131,967	94,980	102,975	78,675	82,744	140,000

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野人材育成等	成果指標	実績値					目標値
		H31	R2	R3	R4	R5	R5
①合同専門研修	—	—	—	—	—	—	—
②外部専門家の招聘・連携事業	—	—	—	—	—	—	—

ウ ヒアリングによる成果と課題の把握

- ◆ 医療、福祉分野を中心に圏域全体で生活に必要な機能の維持強化は図られている。特に、診療情報連携システムの参加機関の増加により医療機関間の連携がより強化された。今後は医師の高齢化など全体的に医療資源が縮小していく傾向にあり、圏域として必要な医療サービスの提供について検討を行う必要がある。
- ◆ 電子メール配信システムの構築や戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用など、他の圏域に先駆けた取組を行ってきたが、デジタル技術の進歩や情報媒体の多様化、情報システムの標準化（ガバメントクラウドへの移行）により見直しが必要となっている。
- ◆ コロナ禍を経て、各自治体でデジタル技術の活用を検討しているものの、職員研修や庁内での人的体制が確保できていない町村が多い。
- ◆ 高齢者の足の確保や圏域内外の交流の促進の面において、公共交通の役割は今後さらに重要になってくる。
- ◆ 多くの町村において高齢化に伴う自然減が進行しており公的サービスの提供や産業の担い手の確保などで課題となっている。社会増減についても、移住者が増えている地域もあるが、全体として人口減少への歯止めはかかっている状況にある。

- ◆ 広域的に「南信州くらし応援隊」での移住相談会の実施や各自治体でのつながり（関係）人口の拡大につながる交流拠点の整備等に取り組んでいる。
- ◆ 移住者を受け入れる際の課題として、町村単位では仕事の紹介が難しい場合があり、中心市である飯田市に雇用の受け皿としての役割が求められる。
- ◆ 今後、圏域内外の交流及び移住定住の促進をはじめとする定住自立圏の各取組を効果的に推進していくためには、外部人材や専門家等との連携を深め、その知見を有効に活用することも必要である。

エ 今後の取組の方向性

平成 21 年 7 月に南信州定住自立圏形成協定を締結して以来、新たな協定事項も加えながら、共生ビジョンに基づき各分野別の事業に取り組んできた。その評価として確認した KPI 実績及びヒアリング結果によれば、医療・福祉分野をはじめとする生活機能の維持及び市町村間の連携の強化が図られた。一方で、少子高齢化に伴う担い手不足などの地域課題が深刻化している面もあり、デジタル技術の活用とともに外部人材を活用するなどしながら対策を検討していく必要がある。

また、これからの定住自立圏を推進していく上では、定住人口の確保に向けた移住の促進及び交流人口や関係人口の増加を目指す取組がより一層重要度を増してくる。それぞれの市町村の魅力を磨き上げるとともに、圏域が一体となり、役割を分担しながら人を呼び込むための働きかけをしていく必要がある。

5 定住自立圏共生ビジョンの期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とする。
ただし、毎年度所要の変更を行うものとする。

6 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

※関係市町村の費用負担割合については、状況変化に応じ、適切な見直しを図ります。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

圏域内において、良質な医療が安心・安全かつ的確に提供されるように、地域中核病院である飯田市立病院等の機能強化・情報共有を図るとともに、各病院、診療所及び関係医療機関の連携体制をいっそう強化し、圏域が有する医療資源が効率的に運用される体制の充実を図る。

そのために、飯伊地区包括医療協議会を中心に、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と行政などが緊密に連携した取組を行う。

【形成協定】

(ア) 救急医療体制の確保

圏域の救急医療体制を確保するため、休日夜間当番制（飯伊地区包括医療協議会による休日夜間急患診療所の運営、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制）について支援を行う。

(イ) 産科医療体制の確保

圏域の産科医療体制を確保するため、市、町及び村、圏域の医療関係者等で構成する産科問題懇談会を中心に、セミオープンシステム及び共通カルテの運用など、地域の医療機関と連携した取組を行う。

(ウ) 大規模災害医療救護体制の整備

圏域の大規模災害医療救護体制を確保するため、飯伊地区包括医療協議会が策定した大規模災害医療救護計画（医療救護計画）に基づき、医療機関、他町村（町村の場合は「他市町村」）、消防及び自主防災会等と連携して、当該計画の実効性を確保するための取組を行う。

(エ) 飯田下伊那診療情報連携システム ism-Link への支援

圏域の医療機関における診療情報の共有化を図り、切れ目のない安心安全の医療を提供するため、診療情報の一部を患者本人の同意を得て閲覧できるシステムの運用について支援する。

事業名	休日夜間急患診療所の運営					関係市町村名	
事業概要	医師会・薬剤師会の参画を得て、飯伊地区包括医療協議会の運営により、日曜日・祝日・盆・年末年始・夜間 365 日の診療等を行う。（設置者は飯田市）					全市町村	
成果							
休日夜間における病院群輪番制の当番病院の負担軽減を図り、症状に応じた適正な機能分担による休日夜間の診療体制を維持する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）		目標値 （達成年度）		
	利用患者数		3,417 人 （令和 5 年度）		4,000 人 （令和 10 年度）		
事業費（千円）	6	7	8	9	10	計	
	48,393	48,393	48,393	48,393	48,393	241,965	
国県補助事業等の名称、補助率等							
小児初期救急医療体制整備事業補助金							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
医師の待機料等は飯田市が負担し、当該診療報酬は飯田市（休日夜間急患診療所）の収入とする。							

事業名	在宅当番医制、病院群輪番制 及び調剤当番制					関係市町村名	
事業概要	医師会・歯科医師会・薬剤師会の参画を得て、飯伊地区包括医療協議会の運営により、日曜日・祝日・盆・年末年始・土曜日午後（在宅当番医制及び調剤当番制は休日昼間のみの）の診療等を行う。 ・飯伊地区包括医療協議会の運営への支援 ・医科及び歯科の在宅当番医制、病院群輪番制、眼科及び調剤当番制に係る医師待機料の負担					全市町村	
成果							
各医療機関の負担を平準化し、適正な機能分担による休日の診療体制を維持する。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	二次医療輪番 病院数		8 機関 (令和 5 年度)		8 機関 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	55,690	55,690	55,690	55,690	55,690	278,450	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
飯伊地区包括医療協議会の運営への支援及び医師の待機料等について、飯田市休日夜間急患診療所の過去3ヶ年の利用実績の平均により、各市町村が按分して負担する。							

事業名	大規模災害医療救護体制の整備					関係市町村名	
事業概要	衛星携帯電話による情報ネットワークシステムの運用。					全市町村	
成果							
医療分野における災害対応のための環境を向上させる。							
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	135	135	135	135	135	675	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
各市町村が負担する。							

事業名	飯田下伊那診療情報連携システム ism-Link への支援					関係市町村名	
事業概要	圏域の医療機関における情報共有化を図り、診療情報の一部を患者本人の同意を得て閲覧できるシステムの運用を支援する					全市町村	
成果 医療機関における診療情報の共有化を図り、切れ目のない安心安全の医療を提供する。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	登録者数		54,796 人 (令和 5 年度)		65,000 人 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	6,292	6,292	6,292	6,292	6,292	31,460	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 各市町村が負担する。							

イ 福祉

圏域住民が、いつまでも元気でいきいきと暮らしていけるようにするために、圏域内の市町村、民間事業者及び住民が連携して、健康的に暮らしていくためのあり方について研究するとともに、それを実現するための仕組みづくりを行う。

あわせて、圏域の子育て環境の充実のための取組を行うとともに、高齢者及び障害者等の権利を擁護するための取組も行う。

【形成協定】

(ア) 圏域健康計画の策定

圏域住民の健康に関する総合的なマネジメントを行うための計画（圏域健康計画）の作成を行う。

(イ) 病児・病後児保育事業の実施

圏域の子育て環境の充実のため、住民に係る病児・病後児保育事業を行う。

(ウ) 成年後見支援センターの設置

圏域の高齢者及び障害者等の権利を擁護するため、住民に係る成年後見支援センターを設置し、運営する。

事業名	圏域健康計画の策定					関係市町村名
事業概要	圏域住民が、いつまでも元気でいきいきと暮らしていけるようにするために、圏域内の市町村、民間事業者及び住民が連携して、健康的に暮らしていくためのあり方について研究し、計画を策定する。 ・高齢者生活実態追跡調査（泰阜村）					全市町村
成果	圏域住民の総合的な健康（医療や介護を含む）の推進について、市町村、民間事業者及び住民が連携した取組体制の構築を図る。医療費及び介護費の負担軽減にもつなげる。					
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計
	0	190	0	0	190	380
国県補助事業等の名称、補助率等						
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 飯田市が先行的・試行的に取組み、当該費用は飯田市が負担する。（連携した取組については、関係市町村が協議し決定する。）						

事業名	病児・病後児保育事業の実施					関係市町村名	
事業概要	圏域の子育て環境の充実のために、病気又は病気回復期にある児童等への保育事業を実施する。					全市町村	
成果							
保護者の子育て、就労等を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	利用児童数		695 人 (令和 5 年度)		800 人 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	36,357	28,655	28,655	28,655	28,655	150,977	
国県補助事業等の名称、補助率等							
子ども・子育て支援交付金 病児保育事業 (国 1/3・県 1/3)							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
飯田市は事業の実施に必要な施設及び人員の確保、飯田市民の利用に必要な事務を行う。関係町村はその住民の利用に必要な事務を行う。							
関係町村は、各町村の実利用者数に 1 日 1 人当たり単価(注)を乗じた額を負担する。							
飯田市は、事業費から、国県補助金、利用料収入(市民分)及び関係町村負担金を除いた額を負担する。							
(注) (年間運営費－国県補助金) ÷ 年間利用可能者数							

事業名	成年後見支援センターの設置					関係市町村名	
事業概要	圏域の高齢者及び障害者等の権利を擁護するため、成年後見支援センターを設置し、運営する。					全市町村	
成果							
成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談、成年後見制度の普及啓発、成年後見申立の支援、法人後見の受任等により援助者を支援し、成年後見制度の推進の中心的役割を果たしている。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	相談件数		1,794 件 (令和 5 年度)		1,700 件 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	110,000	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
飯田市は成年後見支援センターを設置するとともに、飯田市民が利用する上で必要な事務を行う。関係町村はそれぞれの住民が利用する上で必要な事務を行う。							
成年後見支援センターの運営に係る必要な経費は、関係市町村の人口割りにより負担する。							

ウ 産業振興

定住人口の増加に不可欠な若者が帰ってこられる産業づくりと、中山間地域の振興等を目指して、工業、農業、林業、観光、商業等の各分野が密接な連携を図り、これまで培ってきた知識・技術等の特長及び地域の特性をいかしつつ、地域に根ざし繁栄する産業振興を進める。

【形成協定】

(ア) 公益財団法人南信州・飯田産業センターの運営等

圏域の産業の中核的な支援機関である公益財団法人南信州・飯田産業センターの施設及び人材を充実させ、圏域内の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等の支援を行うことにより、企業の経営及び技術の革新並びに産業クラスターの形成を目指す。

(イ) 鳥獣害防止総合対策

圏域内の山村の機能を保全するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づき、策定した被害防止計画に定めた鳥獣被害防止対策を総合的に進める。

事業名	公益財団法人南信州・飯田産業センターの運営等					関係市町村名	
事業概要	南信州広域連合による指定管理を受け、圏域の産業の中核的な支援機関である公益財団法人南信州・飯田産業センター（S58 設立）の運営及び事業者の事業展開の促進を行う。 管理費（人件費を含む） 施設利用事業 ・地場産業等振興を目的に業界及び事業者が研修、会議及び展示会等を開催するための貸館に係る維持・管理等 人材の充実 ・専門的知見を有する人材の配置 産業振興事業 ・研究開発、需要開拓、地域ブランド構築及び企業体質強化等 人材育成事業 ・飯田産業技術大学及び産学官連携推進等 ビジネスネットワーク支援センター事業 ・共同（協力）受注、企業間連携、新産業進出、異業種連携等 工業技術試験研究所事業 ・測定、分析、校正、指導及び相談 新産業創出事業 ・新事業創出支援（航空宇宙・健康医療分野）等					全市町村	
成果							
地域産業の振興のための拠点施設及び人材を確保し、人材育成、新事業展開、新規創業等を支援することにより、事業者の積極的な事業展開を促進する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）		目標値 （達成年度）		
	工業技術試験研究所の 施設利用件数		844 件 （令和 5 年度）		900 件 （令和 10 年度）		
	人材育成事業 受講企業数		565 企業 （令和 5 年度）		570 企業 （令和 10 年度）		
	ビジネスネットワーク 支援センター事業 引合件数		584 件 （令和 5 年度）		590 件 （令和 10 年度）		
事業費（千円）		6	7	8	9	10	計
		129, 439	122, 186	122, 186	116, 586	116, 586	606, 983
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
飯田市から必要な職員を派遣する。 飯田市からの派遣職員の人件費については、飯田市が負担する。 その他の運営費については、飯田市と関係町村が 8：2 の割合を基本として負担する。ただし、設立後飯田市に合併した旧町村分は、飯田市に加算する。							

事業名	鳥獣害防止総合対策					関係市町村名	
事業概要	山間地及び中山間地のみならず里地にまで及びつつある鳥獣被害について、市町村、猟友会、農協、森林組合など関係団体相互が情報共有を進めるとともに、市町村が防止対策を行う。 飯田市の事業例 捕獲報奨金（シカ 16 千円/1 頭、サル 30 千円/1 頭、クマ 16 千円/1 頭、イノシシ 14 千円/1 頭等） 檻・罠設置（イノシシ・サル・カラス等用捕獲檻、シカ・イノシシ等用捕獲罠等） 里山緩衝帯整備等 里山の森林整備を行い、野生鳥獣の潜む場所を後退させることにより出没の抑制を図る。					全市町村	
成果							
農林業生産の甚大な被害を抑制し、山間地における居住意欲を維持する。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	野生鳥獣による 農作物被害額		61,350 千円 (令和 5 年度)		55,215 千円 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	171,634	176,589	176,589	176,589	176,589	877,990	
国県補助事業等の名称、補助率等							
鳥獣被害防止総合対策事業（国）、野生鳥獣総合管理対策事業補助金（県）等、市町村負担額への特別交付税措置（80%）							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
当面は、市町村ごとに負担する（連携した取組については、関係市町村が協議し決定する。）。							

エ 環境

住民の環境に対する意識をさらに高めながら、当圏域の価値と魅力をいっそう向上させるために、地域ぐるみによる環境活動をさらに推進するとともに、脱炭素社会に向けた先駆的な取組を行う。

【形成協定】

地域ぐるみによる環境関連活動

低炭素社会の構築に向け、地域独自の環境マネジメントシステムである南信州いいむす 21 など地域ぐるみで行う環境関連活動を推進する。

事業名	環境文化都市の取組の普及拡大					関係市町村名	
事業概要	飯田市の環境文化都市の取組について、各町村が必要に応じ、飯田市と連携して、圏域全体への普及拡大を図る。 (主な事業) ・地域エネルギー普及事業 ・省エネルギー推進事業 ・脱炭素先行地域づくり事業 ・住宅用太陽光発電・蓄電設備設置費補助事業 ・森林整備促進事業 ・未整備森林・放置竹林等緊急整備事業 等					全市町村	
成果 飯田市の環境文化都市の取組を圏域全体に普及することにより、地域ぐるみによる環境改善活動を推進する。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標 環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数		現状値 (R 6 変更時点) 219 件 (令和 5 年度)			目標値 (達成年度) 229 件 (令和 10 年度)	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	709, 929	726, 216	706, 691	714, 020	717, 838	3, 574, 694	
国県補助事業等の名称、補助率等 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (2/3 以内) 木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金 (3/4 以内) 分収造林受託事業収入(10/10) (財)豊川水源基金水源林対策事業助成金 (7/10 以内) 等							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 当面は、市町村ごとに負担する (連携した取組については、関係市町村が協議し決定する。)							

オ 教育及び文化

圏域の教育及び文化を向上させ、住民一人ひとりが生涯を通じて心豊かに生活していくために、社会教育施設等の広域利用などにより住民サービスの向上を図る。

【形成協定】

図書館ネットワークシステムの構築

圏域に設置された図書館が提供するサービスを充実させるため、各図書館が所蔵する図書等の資料の情報を共有し、利用することが出来る図書館ネットワークシステムを構築し、運用する。

事業名	図書館ネットワークシステムの構築					関係市町村名	
事業概要	各図書館が所蔵する図書等の資料の情報を共有し、利用することが出来る図書館ネットワークシステムを構築し、運用する。					飯田市 松川町 高森町 豊丘村 喬木村	
成果							
他市町村分も含め各図書館の所蔵内容と貸出状態が分かり、ホームページや図書館内の端末からの申し込みにより予約や取り寄せが可能となるなど、利用者の利便性が向上する。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	自治体間の 図書の貸出数		42,245 冊 (令和 5 年度)		43,000 冊 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	8,073	8,073	8,073	8,073	8,073	40,365	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
関係市町村は、各図書館に設置する機器、ネットワーク機材などを導入し、費用を負担する。 関係市町村が共同で利用するサーバー用の機器、ネットワーク機材などは、飯田市が契約・導入し、これに係る経費は、関係市町村が人口割により負担する。資料搬送に係る経費は、参加市町村の利用割合によって負担する。							

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通及びICTインフラの整備

(ア) 地域公共交通ネットワークの構築

広大な面積かつ複雑で急峻な地形の中に集落が散在している当圏域では、公共交通は、地域で安心して暮らしていくために不可欠な社会基盤である。

特に、高齢者や高校生など交通不便者の移動手段について、利便性が高く効率的なアクセス方法を検討・検証しつつ、圏域内の公共交通ネットワークの構築に取り組む。

【形成協定】

南信州地域公共交通総合連携計画（現 南信州地域公共交通計画）に基づき、圏域における公共交通の課題について継続的に調査し、及び検証するとともに、J R 飯田線の活用を踏まえたバス路線等の効果的かつ効率的な運行について総合的な調整を行い、圏域内の公共交通ネットワークの構築に取り組む。

事業名	乗合タクシー上市田線					関係市町村名	
事業概要	飯田市上郷・座光寺、高森町牛牧、上市田のエリアと飯田市中心市街地、市立病院等を結ぶジャンボタクシーによるデマンド交通（北部地域を運行する准基幹路線）を運行する。					飯田市 高森町	
成果							
飯田市の一部を含む北部地域（高森町方面）における公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）		目標値 （達成年度）		
	利用者数		1, 992 人 （令和 5 年度）		1, 990 人 （令和 10 年度）		
事業費（千円）	6	7	8	9	10	計	
	7, 269	7, 269	7, 269	7, 269	7, 269	36, 345	
国県補助事業等の名称、補助率等 特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 エリア内の想定ルートを距離按分し負担する。（飯田市 80%、高森町 20%）							

※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。

事業名	路線バス阿島線					関係市町村名	
事業概要	飯田市中心市街地・上郷・座光寺、喬木村、飯田市松尾・鼎を結ぶ路線バスによる左右循環路線（北部地域を運行する基幹路線）を運行する。					飯田市 喬木村	
成果							
飯田市の一部を含む北部地域（喬木村方面）における公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）		目標値 （達成年度）		
	利用者数		23,851 人 （令和 5 年度）		23,850 人 （令和 10 年度）		
事業費（千円）	6	7	8	9	10	計	
	14,927	14,927	14,927	14,927	14,927	74,635	
国県補助事業等の名称、補助率等 特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 全行程を距離按分し負担する。（飯田市 75%、喬木村 25%）							

※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。

事業名	路線バス大鹿線					関係市町村名	
事業概要	大鹿村大河原・鹿塩から松川町 JR 伊那大島駅・下伊那赤十字病院・松川 IC を結ぶ路線バス（松川町と大鹿村を運行する准基幹路線）を運行する。					大鹿村 松川町	
成果							
松川町と大鹿村における公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）		目標値 （達成年度）		
	利用者数		7,487 人 （令和 5 年度）		7,480 人 （令和 10 年度）		
事業費（千円）	6	7	8	9	10	計	
	25,542	25,542	25,542	25,542	25,542	127,710	
国県補助事業等の名称、補助率等 特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 大鹿村が負担する。							

※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。

事業名	豊丘村村営バス（一部）					関係市町村名	
事業概要	豊丘村と高森町ＪＲ市田駅を結ぶ村営バス（堀越線、佐原線、壬生沢福島線、福島線、滝川阿島北県道線）及び豊丘村と喬木交流センターを結ぶ村営バス（壬生沢線、滝川阿島北県道線）を運行する。					豊丘村 高森町 喬木村	
成果							
豊丘村からＪＲ市田駅まで及び喬木交流センターまでの公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （ＫＰＩ）	指標		現状値 （Ｒ６変更時点）		目標値 （達成年度）		
	利用者数		11,397 人 （令和５年度）		11,390 人 （令和１０年度）		
事業費（千円）	6	7	8	9	10	計	
	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	15,500	
国県補助事業等の名称、補助率等 特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 豊丘村が負担する。							

※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。

事業名	喬木村民バス（一部）					関係市町村名	
事業概要	喬木村内から JR 飯田駅を結ぶ村民バス（氏乗線）を運行する。					飯田市 喬木村	
成果							
喬木村から J R 飯田駅までの公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	利用者数		1, 354 人 （令和 5 年度）			1, 350 人 （令和 10 年度）	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	1, 807	1, 807	1, 807	1, 807	1, 807	9, 035	
国県補助事業等の名称、補助率等 特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 喬木村が負担する。							

※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。

事業名		路線バス駒場線				関係市町村名	
事業概要		阿智村昼神・駒場と飯田市中心市街地・市立病院・飯田高校を結ぶ路線バス（西部地域を運行する基幹路線）を運行する。				飯田市 阿智村	
成果							
飯田市の一部を含む西部地域（阿智村方面）における公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	利用者数		182,817 人 （令和 5 年度）			182,810 人 （令和 10 年度）	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	25,182	25,242	25,242	25,242	25,242	126,150	
国県補助事業等の名称、補助率等 特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 全行程を距離按分し負担する。（飯田市 78%、阿智村 22%） ※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。							

事業名	西部コミュニティバス					関係市町村名	
事業概要	根羽村から平谷村、阿智村治部坂高原・阿智高校を結ぶ路線バス（西部地域を運行する准基幹路線）を運行する。					阿智村 平谷村 根羽村	
成果 西部地域における公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	利用者数		9,793 人 （令和 5 年度）			9,790 人 （令和 10 年度）	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	13,896	14,376	14,376	14,376	14,376	71,400	
国県補助事業等の名称、補助率等 特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 全行程を距離按分し負担する。（阿智村 52%、平谷村 23%、根羽村 25%） ※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。							

事業名	路線バス・乗合タクシー平岡線					関係市町村名	
事業概要	路線バス平岡線及び乗合タクシー平岡線（飯田市遠山地域と天龍村 J R 平岡駅を結ぶ准基幹路線）を運行する。					飯田市 天龍村	
成果							
飯田市遠山地域から天龍村の一部を含む J R 平岡駅までの公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	利用者数		4,022 人 （令和 5 年度）			4,020 人 （令和 10 年度）	
事業費（千円）	6	7	8	9	10	計	
	9,212	9,212	9,212	9,212	9,212	46,060	
国県補助事業等の名称、補助率等							
過疎対策事業債、特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
天龍村が定額 23 万円を、飯田市が差額を負担する。							
※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。							

事業名		路線バス遠山郷線				関係市町村名	
事業概要		飯田市遠山地域から喬木村氏乗・富田、飯田市中心市街地を結ぶ路線バス（准基幹路線）を運行する。				飯田市 喬木村	
成果							
飯田市遠山地域から喬木村の一部を含む中心市街地までの公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	利用者数		11,118 人 （令和 5 年度）			11,110 人 （令和 10 年度）	
事業費（千円）	6	7	8	9	10	計	
	38,818	38,818	38,818	38,818	38,818	194,090	
国県補助事業等の名称、補助率等							
過疎対策事業債、特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
喬木村が定額 60 万円を、飯田市が差額を負担する。							
※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。							

事業名	路線バス阿南線					関係市町村名	
事業概要	売木村役場付近から阿南町新野、下條村道の駅を経由し、飯田市立病院・J R飯田駅・飯田病院を結ぶ路線バス（基幹路線）を運行する。					飯田市 阿南町 下條村 売木村 天龍村 泰阜村	
成果							
南部地域から飯田市中心部への公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	利用者数		30, 191 人 （令和 5 年度）			30, 190 人 （令和 10 年度）	
事業費（千円）	6	7	8	9	10	計	
	31, 591	31, 591	31, 591	31, 591	31, 591	157, 955	
国県補助事業等の名称、補助率等							
特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
全行程のうち、関係町村内行程分は距離按分し負担する。（阿南町 50.8%、下條村 33.9%、売木村 1.7%、天龍村 0.3%、泰阜村 0.5%）							
飯田市内行程分は関係町村の人口比按分し負担する。（阿南町 6.6%、下條村 5.5%、売木村 0.7%）							
※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。							

事業名		路線バス温田線				関係市町村名	
事業概要		売木村役場付近から阿南町新野・阿南高校・阿南病院を経由し、泰阜村 J R 温田駅を結ぶ路線バス（准基幹路線）を運行する。				阿南町 売木村 天龍村 泰阜村	
成果							
売木村から阿南町新野地域、阿南高校、阿南病院を含む J R 温田駅までの公共交通の利便性を確保する。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	利用者数		30, 191 人 （令和 5 年度）			30, 190 人 （令和 10 年度）	
事業費（千円）		6	7	8	9	10	計
		21, 243	21, 243	21, 243	21, 243	21, 243	106, 215
国県補助事業等の名称、補助率等 特別交付税措置							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 全行程のうち、売木村から阿南病院までを距離按分し負担する。（阿南町 84.1%、売木村 12.9%、天龍村 0.5%、泰阜村 1.2%）阿南病院から温田駅までは関係町村の人口比按分し負担する。（阿南町 0.8%、天龍村 0.2%、泰阜村 0.3%） ※事業費については、運行経費より経常収益を差し引き後、国（及び県）からの補助（地域公共交通確保維持改善事業）を充てた残りの金額を、市町村で負担している。							

(イ) 地域情報共有システムの構築

市町村間の住民を含む情報の共有化は、圏域内の連携・協力関係と一体性を高めていくために不可欠である。

行政及び民間事業者が連携し、情報のネットワーク化を推進するとともに、各種 I C Tサービスの基盤となる圏域内の情報プラットフォーム等を整備することにより、住民サービスの高度化を促進し、行政業務の効率化を図っていく。

また、緊急時の情報伝達が確実にできるようにするために、様々な情報媒体を活用し、その環境整備と運用を行う。

【形成協定】

【松川町、阿智村、下條村、喬木村、豊丘村、大鹿村】

- (a) 圏域内の防災情報等を電子メールで配信するシステムを構築し、運営する。
- (b) 行政、各種団体等が情報を受発信し、圏域住民が各種地域情報を容易に入手できる地域コミュニティサイト及びケーブルテレビによるデータ放送を配信するシステム（データ放送システム）を構築し、運営する。

【高森町、阿南町、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村】

- (a) 圏域内の防災情報等を電子メールで配信するシステムを構築し、及び運営する。
- (b) 行政、各種団体等が情報を受発信し、圏域住民が各種地域情報を容易に入手できる地域コミュニティサイトを構築し、運営する。

事業名	電子メール配信システムの運営					関係市町村名	
事業概要	飯田市が構築・運用している安全・安心メール配信システムを活用し、圏域全体で防災情報等を電子メールで受け取ることを可能とするシステムを運用する。 主な事業内容 ・火災情報について、現在飯田市が運用しているメール配信システムへの登録を行い、メール配信を受ける。 ・各町村で防災情報や学校連絡情報など、必要なメール配信チャンネルをシステム内に構築し、町村で独自利用を行う。 令和6年12月末をもってメール配信システムの共同利用は終了予定。					全市町村	
成果							
防災情報等を携帯電話等のメールに配信することにより、住民への速やかな情報伝達を実現する。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	メール配信 システムへの 登録アカウント数		38,430 件 (令和5年度)		38,000 件 (令和6年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	1,387	—	—	—	—	1,387	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
飯田市が、全市町村の住民が利用できるシステムを運用する。 システムの運用に係る経費について、飯田市が現行負担額（年額ベース1,440千円（税別）：登録アドレス数30,000件まで）を、関係町村が差額を負担する。関係町村の負担割合は、各町村の人口比によって按分する。							

事業名	ケーブルテレビによるデータ放送システムの運営					関係市町村名	
事業概要	飯田市ホームページ及び喬木村ホームページ等と連携し、行政情報や地域情報をケーブルテレビの自主放送によるデータ放送を利用して情報配信を行い、情報の共有化を図る。					共同構築 飯田市、喬木村	
						共同利用研究 飯田市、松川町、阿智村、下條村、豊丘村、大鹿村	
成果							
飯田市ホームページ及び喬木村ホームページ等の情報を、ケーブルテレビの画面で手軽に閲覧することを可能とする。また、データ放送システムその他メディアとの連携機能によって、スマートフォンアプリケーションからケーブルテレビデータ放送に掲載された記事の閲覧を可能とする。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)			目標値 (達成年度)	
	データ放送掲載 情報件数		飯田市 6,838件 喬木村 1,940件 (令和 5 年度)			9,000 件 (令和 10 年度)	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	7,040	7,040	7,040	16,698	7,040	44,858	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方							
飯田市及び喬木村（以下、「関係市村」という）のケーブルテレビ加入世帯が利用できるデータ放送のシステムを関係市村で運用する。							
システムの構築に係る経費は、飯田市と喬木村が均等に負担する。							
システムの運営に係る経費は、関係市村が負担する。その負担割合は、システム利用経費及びサポート経費については、関係市村のケーブルテレビ加入世帯比によって按分し、共有するハードウェアの保守経費及び機器設備の電気料等については、関係市村が均等に負担する。専用のコンテンツを使用する場合は、使用する関係市村が負担する。							

(ウ) 戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用

圏域の自治体業務を処理する電算システムは半永久的に維持経費が発生し、5年に一度の機器更改経費は地方公共団体にとって大きな負担となっている。このため圏域の市町村が戸籍情報システム機器の一部を共同利用することによる、事務の合理化を図る。また、遠隔地に第二バックアップを構築し共同利用を行うことで、災害等における業務継続と早期復旧を可能にし、データの滅失等のリスク回避を図る。

【形成協定】

戸籍情報システム機器の更改と運用の合理化を図り、災害等における戸籍データの滅失等のリスクを回避するため、戸籍情報システムサーバの共同利用を行うとともに、第二バックアップシステムを共同で構築する。

事業名	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用					関係市町村名
事業概要	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地に第二バックアップシステムを構築する。 令和6年9月よりシステム標準化に伴い、戸籍サーバーのクラウド移行を行うため、第二バックアップ利用は8月までとなる。クラウド移行後も国の情報連携システム機器は共同利用を継続する。					全市町村
成果	コンピュータシステム機器の更改及び運用に係る経費は、市町村が単独で実施した時に比べ約5割削減される。 第二バックアップの構築により、災害等における戸籍データの滅失等のリスク回避が可能となる。					
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計
	19,267	12,845	—	—	—	32,112
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 飯田市は、戸籍情報システムサーバの運用に必要な機器及びネットワーク機材等の導入、戸籍データの保護、並びにプログラム及び機器等の管理運営を行う。 近隣町村は、戸籍情報システム機器の一部の共同利用に関する事務を飯田市に委託し、必要な経費の一部を負担する。 機器導入経費は、関係市町村が単独更改した場合の費用額を基礎に負担割合を算出し、利用期間分を負担する。管理負担は、設置する機器等に係る場所代、電気代、管理人件費を算出し、機器導入経費と同じ負担割合で案分する。						

イ 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

圏域内の定住人口を確保し、ＵＩターン者及び交流人口を増加させるために、飯田市中心市街地等の都市機能の集積及び都市的な魅力の向上を図るとともに、各地域の多様な自然や歴史・文化をいかした観光資源の魅力を向上させて、にぎわいの創出及び圏域内外の住民との交流を盛んにする取組を行う。

【形成協定】

にぎわい拠点の整備

魅力ある圏域づくりのため、にぎわいの創出及び圏域内外の住民との交流の拠点づくりを進める。

事業名	飯田市中心市街地活性化事業				関係市町村名	
事業概要	第3期飯田市中心市街地活性化基本計画に基づき、自立的・持続的な発展に寄与するための各種取組を行う。 リニア中央新幹線と三遠南信自動車道の全通がもたらす大交流時代を迎えるにあたって、人口減少、少子高齢化を踏まえ、中心市街地（中心拠点）が持つ「資源や環境」の一つ一つに磨きをかけるランドスケープデザインの視点により、美しく、居心地の良い暮らしと交流・学びの空間の実現を目指す。 主な振興事業 ・りんご並木活性化推進事業 ・交流人口・関係人口増大支援事業				全市町村	
成果						
圏域内外からの中心的な交流拠点としての魅力を向上させる。						
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)	
	歩行者・自転車通行 量（休日）		6,966 人 (令和5年度)		10,400 人 (令和10年度)	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計
	8,975	4,353	4,353	4,353	4,353	26,387
国県補助事業等の名称、補助率等						
中心市街地活性化ソフト事業、都市構造再編集中支援事業（補助率1/2）						
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方						
飯田市が負担する。						

事業名	飯田市天龍峡活性化事業					関係市町村名
事業概要	天龍峡再生プログラム、名勝天龍峡保存管理計画、名勝天龍峡整備計画に基づき名勝天龍峡の適切な保存管理、公開活用に資する整備を実施するとともに、圏域南部の玄関口に相応しい活性化に向けた取組を行う。 主な整備事業 ・道路（遊歩道）整備 ・景観保全、森林環境整備 他 ・誘導案内サイン計画策定及び整備（R6） 主な振興事業 ・天龍峡おもてなし戦略支援事業					飯田市 （関係町村）
成果	三遠南信自動車道天龍峡 IC を中心に、圏域南部地域の玄関口として、また交流拠点として、魅力を向上させる。					
重要業績 評価指標 （K P I）	指標	現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	天龍峡及び天竜川 下り舟の観光客数	259,700 人 （令和 5 年度）			376,000 人 （令和 10 年度）	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計
	9,835	5,695	5,695	5,695	5,695	32,615
国県補助事業等の名称、補助率等 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(国 50%)、観光地等魅力向上森林景観整備事業補助金(県 80%)、合併特例債(充当率 95%)						
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 当面は、飯田市が負担する（連携した取組については、関係市町村が協議し決定する。）。						

事業名	飯田市道の駅遠山郷施設整備事業					関係市町村名
事業概要	遠山郷観光振興ビジョン・戦略計画に基づき、地域を支える基幹産業としての拠点整備に取り組む。 三遠南信自動車の開通を見据え『信州の南の玄関口』としての役割を果たすため、道の駅遠山郷の再生に向けた整備を行う。 主な整備事業 ・かぐらの湯新規源泉掘削（R5～R7） ・道の駅遠山郷施設改修（R6～R7） ・施設維持管理（R8～R10）					飯田市 （関係町村）
成果	三遠南信自動車道の開通を見据え、観光案内・情報発信機能を強化し、信州の南の玄関口の拠点としての魅力を向上させる。					
重要業績 評価指標 （K P I）	指標	現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	遠山郷の観光入 込客数	70,700 人 （令和 5 年度）			220,000 人 （令和 10 年度）	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計
	616,250	325,300	4,200	4,200	4,200	954,150
国県補助事業等の名称、補助率等 過疎対策事業債（充当率 100%）						
関係市町村の役割分担に係る基本的な考え方 飯田市が負担する。						

事業名	「市田柿発祥の里」賑わい創出事業					関係市町村名	
事業概要	市田柿の発祥の地であることをモチーフとした整備事業及び振興事業、町有宿泊施設の改修、大規模イベント等を行う。 [主な整備事業] ・信州たかもり温泉施設機能維持補修事業 [主な振興事業] ・市田柿発祥の里たかもり振興事業 ・観光協会を中核に煙火大会など実施					飯田市 高森町	
成果							
市田柿の発祥の地としての知名度を高め、魅力を向上させる。 町有宿泊施設の利用環境を改善し、魅力を向上させる。 集客力の大きい煙火イベント等により、魅力を向上させる。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	信州たかもり温泉 (湯ヶ洞・御大の館) 利用者数		75,000 人 (令和 5 年度)		100,000 人 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	53,855	219,575	219,575	20,920	21,075	535,000	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 高森町が負担する。							

事業名	かじかの湯施設改修事業					関係市町村名	
事業概要	阿南町の観光拠点であるかじかの湯の機能の維持向上を図る ・かじかの湯 3 施設改修事業（2024～2029） （ポンプインバーター改修、外壁塗装、伴坊塗装） ・かじかの湯周辺整備事業（2024～2029） （遊歩道整備、景観整備）					飯田市 阿南町	
成果							
南部地域の主要な温泉施設であり三河方面からの玄関口の観光施設として、魅力を向上させる。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）		目標値 （達成年度）		
	かじかの湯 入湯者数		69,909 人 （令和 5 年度）		69,909 人 （令和 10 年度）		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	18,234	18,234	18,234	18,234	18,234	91,170	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 阿南町が負担する。							

事業名	昼神温泉活性化事業					関係市町村名	
事業概要	飯田・下伊那地域の宿泊拠点である昼神温泉のもっている自然環境、温泉資源、人的資源、施設資源の質を高め、圏域内の観光資源と連携し、圏域内外の住民との交流を盛んにする。 ①着地型観光メニューによる誘客、首都圏・中京圏でのプロモーション、観光案内所の運営、イベント開催 他 ②観光施設整備事業 ・トイレ、駐車場、公園などの環境整備 他 ③健康温泉施設「湯ったりーな昼神」の支援事業 他					飯田市 阿智村	
成果							
南信州圏域の宿泊拠点としての魅力の向上、圏域外における認知度の向上を図る。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	昼神温泉利用者数		428, 126 人 (令和 5 年度)		600, 000 人 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	164, 156	164, 500	169, 500	169, 500	169, 500	837, 156	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方							
阿智村が負担する。							

事業名	ひまわりの湯・平谷高原スキー場・平谷湖 フィッシングスポット施設改修事業					関係市町村名	
事業概要	平谷村の観光拠点施設であるひまわりの湯、平谷高原スキー場、平谷湖フィッシングスポットの機能の維持向上を図る。 ① ひまわりの湯施設改修事業 ・ポンプ施設、温泉設備改修、プール補修、宿泊棟設備改修 ② 平谷高原スキー場施設改修事業 ・リフト設備整備、レストハウス改修、レンタルハウス改修スノーマシン購入、スノーモービル購入、圧雪車購入 ③ 平谷湖フィッシングスポット施設改修事業 ・人工池整備改修、管理棟設備改修					飯田市 平谷村	
成果							
三河方面からの玄関口にある温泉及びスキー場としての魅力を向上させる。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	ひまわりの湯及び 平谷高原の 観光客数		167,620 人 (令和5年度)		200,000 人 (令和10年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	29,872	30,000	30,000	30,000	30,000	149,872	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方							
平谷村が負担する。							

事業名		根羽村観光拠点施設周辺景観整備事業				関係市町村名	
事業概要		根羽村の観光拠点施設であるネバーランド及び森林資源・水資源を生かした周辺の整備及び誘客交流事業を行う。 ・ネバーランド及び大杉公園：遊歩道・林地内景観整備 ・茶臼山高原：遊歩道・景観整備 ・矢作川源流の里：水の展示館整備・駐車場整備 ・上下流・県境交流等促進事業				飯田市 根羽村	
成果							
三河方面からの玄関口にある観光施設及び森林空間としての魅力を向上させる。							
重要業績 評価指標 (K P I)		指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)	
		ネバーランド・ゴルフ場・茶臼山高原 利用者数		81,911 人 (令和 5 年度)		100,000 人 (令和 10 年度)	
事業費(千円)		6	7	8	9	10	計
		32,642	14,000	14,000	14,000	34,000	108,642
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 根羽村が負担する。							

事業名	賑わい拠点 道の駅下條活性化事業					関係市町村名	
事業概要	下條村の観光拠点である道の駅における情報発信機能の強化及びイベント集客等を行う。また、リニア発生土を利用した周辺整備、関連事業を行う。 ・お客様感謝フェア事業 ・そばの城の改修 ・各種体験設備の整備					飯田市 下條村	
成果 南部地域の主要な道の駅として情報発信力及び集客力を高め、魅力を向上させる。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	道の駅利用者数		196, 100 人 (令和 5 年度)		200, 000 人 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	7, 920	7, 920	7, 920	7, 920	7, 920	39, 600	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 下條村が負担する。							

事業名	こまどりの湯・自然休養村等施設改修事業／スポーツイベント・スポーツ合宿関係人口創出事業／陸上競技場整備事業／田舎体験型観光事業					関係市町村名	
事業概要	①こまどりの湯・自然休養村等施設改修事業 機能の維持拡充を行い、都市住民に、より快適な癒しの空間を提供する。 ・こまどりの湯施設設備改修 ・自然休養村施設設備改修 ・農産物加工直売施設設備改修 ・遊歩道補修 ・展望台施設設備改修 ②スポーツイベント・スポーツ合宿関係人口創出事業 売木村の豊かな自然の中でスポーツイベントやスポーツ合宿を行うことにより参加者と村民との関係人口・交流人口を増加させる。 ・イベント開催 ・景観維持 ・コース整備 ③陸上競技場整備事業 スポーツ施設を整備して、都市部からの交流人口の増加を図る。 ・トラックの排水性を向上させるための暗渠排水工事 ・景観維持 ・グラウンド整地 ・施設整備改修 ④田舎体験型観光事業【ひと・まち・しごと創生事業】 都市部に居住する移住希望者を対象に田舎暮らし体験、DIY 体験イベント実施し、田舎ならではの体験と、移住者が溶け込みやすい環境を作り、移住者や観光客の増加に繋げ交流人口の拡大を創出する。 ・うるぎ国際センターD I Y体験、岡田屋古民家体験、ブルーベリー収穫体験、トウモロコシ収穫体験、漬物、米作り体験など					飯田市 売木村	
成果							
遠州・三河方面からの玄関口にある売木自然休養村や温泉施設など、都市住民との交流空間を提供し、魅力を向上させる。／スポーツイベント、スポーツ合宿により関係人口・交流人口の拠点として魅力を向上させる。／コースの整備により準高地トレーニングに適した地としての魅力を向上させる。／田舎暮らし希望者に体験の場を提供し、移住、定住の地としての魅力を向上させる。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	うるぎ自然休養村 観光客数		96,100 人 (令和5年度)		100,000 人 (令和10年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	6,101	6,101	6,101	6,101	6,101	30,505	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 売木村が負担する。							

事業名	おきよめの湯、おきよめの郷及びふれあいステーション龍泉閣等活性化事業				関係市町村名	
事業概要	1 おきよめの湯、おきよめの郷及びふれあいステーション龍泉閣活性化事業 天龍村の観光拠点施設を整備するとともに、ＪＲ飯田線（秘境駅ローカル線）等を生かした交流拡大の取組を行う。 主な整備事業 ① おきよめの湯周辺整備事業 ② おきよめの郷整備事業 ③ ふれあいステーション龍泉閣改修整備事業 ④ 買物弱者施設整備事業 ⑤ 和知野川キャンプ場および味覚小屋周辺整備事業 ⑥ 大河内森林公園（キャンプ場）周辺整備事業 主な振興事業（各年度） ①飯田線等誘客イベント ※ＪＲ飯田線（秘境駅ローカル線）など秘境を活かして他市町村から呼び込む交流事業を対象とする。				飯田市 天龍村	
成果						
天竜川のV字溪谷に囲まれた県境の純山村にふれる機会を創出し、魅力を向上させる。						
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）		目標値 （達成年度）	
	おきよめの湯・おきよめの郷・龍泉閣 利用者数		100,000 人 （令和 5 年度）		110,000 人 （令和 10 年度）	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計
	11,277	10,000	10,000	10,000	10,000	51,277
国県補助事業等の名称、補助率等						
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方						
天龍村が負担する。						

事業名		泰阜村賑わい創出事業				関係市町村名	
事業概要		J R 飯田線（秘境駅ローカル線）金野駅を生かしつつ、自然農法に取り組むNPO組織を中心とした観光活性化のために必要な整備及びあいパークやすおか機能の維持向上を図る。 ①よけ地区活性化事業（看板整備、進入路・遊歩道の整備）（R6） ②あいパークやすおかの活性化事業（アクセス路整備、広場・遊具整備） ③交流施設活性化事業（宿泊施設改修） ④二軒屋キャンプ場整備事業（キャンプ場内整備）				飯田市 泰阜村	
成果							
天竜峡谷と秘境駅をバックボーンとした自然農法による農産物や食事を提供し、魅力を向上させる。							
重要業績 評価指標 （K P I）	指標		現状値 （R 6 変更時点）			目標値 （達成年度）	
	利用者数合計（あいパークやすおか、やまびこ館、左京の宿、GAKU 金野キャンプフィールド、二軒屋キャンプ場）		16,042 人 （令和 5 年度）			18,000 人 （令和 10 年度）	
事業費（千円）		6	7	8	9	10	計
		45,685	14,852	14,852	14,352	11,352	101,093
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 泰阜村が負担する。							

事業名	喬木村賑わい拠点整備事業					関係市町村名	
事業概要	リニア中央新幹線飯田駅利用者、中央高速自動車道利用者を含む喬木村への玄関口として、たかぎ農村交流センターの周辺地域が、来村者の受け入れと、村内への誘導基地としての機能と、住民の交流広場としての機能を、併せ持つ拠点として整備を進めるための取組を行う。また、村出身者も含めた村外者が参加できるイベントを開催し、交流人口の拡大を図る。 ① 交流センター周辺整備事業					飯田市 喬木村	
成果							
喬木村の玄関口にふさわしい交流拠点として、喬木村の中心拠点としての魅力を向上させる。							
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)		
	交流センター 利用者数		34, 224 人 (令和 5 年度)		63, 000 人 (令和 10 年度)		
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	1, 433	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	7, 433	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 喬木村が負担する。							

事業名	豊丘村賑わい拠点整備・誘客促進事業				関係市町村名	
事業概要	リニア中央新幹線開業を見据え、6次産業化による農・商・工が一体となった振興を図り、交流人口を拡大するため「道の駅 南信州とよおかマルシェ」による振興事業を行う。また、併設する観光拠点施設「とよおか旅時間」を起点として、地域資源を活用した体験観光やアウトドア・アクティビティによる交流人口の拡大に取り組む。 ①農家レストラン・農林産物直売所・加工体験施設・道路休憩施設・食料品スーパーの事業展開・レンタサイクル事業展開				飯田市 豊丘村	
成果						
農産物の流通拡大、新規就農者の確保、雇用の創出と産業の活性化を図るなかで、豊丘村の魅力を向上させ圏域内外からの交流人口を拡大させる。						
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)	
	道の駅来場者数		1,018,700 人 (令和 5 年度)		1,200,000 人 (令和 10 年度)	
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計
	27,500	22,000	22,000	22,000	22,000	115,500
国県補助事業等の名称、補助率等						
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 豊丘村が負担する。						

事業名	大鹿村賑わい創出事業					関係市町村名		
事業概要	南アルプス、大鹿歌舞伎など自然歴史遺産をバックボーンとした交流人口の拡大等の取組を行い、「道の駅」を整備して更なる地域振興を図る。 ①大西公園周辺整備事業 赤石岳と山村景観を望む大西公園の整備と隣接する中央構造線博物館周辺の整備による交流拠点整備 ・公園整備 1.8ha（駐車場、遊歩道、吊橋等） ②大鹿村中央構造線観察地整備事業 南アルプスジオパークの解説看板等を設置し、中央構造線に係る地域資源を情報発信する。 ③「道の駅」利用促進事業 整備した道の駅の利用促進・イベント開催 ④大池高原整備事業 広域 MTB コースの整備によるインバウンド観光の推進と周辺施設の再整備を一体的に行うことで、圏域内外の交流人口の拡大を図る。					飯田市 大鹿村		
成果								
圏域外に広く通用する自然や歴史のロマンを生かした魅力を向上させる。								
重要業績 評価指標 (K P I)	指標		現状値 (R 6 変更時点)		目標値 (達成年度)			
	中央構造線博物館、道の駅「歌舞伎の里大鹿」利用者数		82,744 人 (令和 5 年度)		140,000 人 (令和 10 年度)			
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計		
	23,000	35,000	5,000	0	0	63,000		
国県補助事業等の名称、補助率等								
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 大鹿村が負担する。								

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成等

圏域の市町村職員等が、時代や社会の変化を的確に捉え、質の高い地域マネジメントを行うために、市町村職員間の相互研鑽をはじめ政策立案能力を高める各種の取組を行う。

また、圏域内における生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化を推進するために、必要に応じて、高度で専門的な知識・技術等に精通したエキスパートを圏域外から招へいし、圏域内の人的・物的資源とマッチングさせる取組を行う。

【形成協定】

人材育成等

職員の資質向上及び圏域マネジメント能力を強化するため、合同研修、圏域外の専門家の招へい等を行う。

事業名	合同専門研修					関係市町村名	
事業概要	飯田市等が実施する研修において、町村等にとって有益なものについて、町村職員等の参加の機会を設ける。 ・環境、法務、財務会計、税務、まちづくり・人づくり、産業振興、防災、デジタル化推進人材育成等					全市町村	
成果							
関係市町村の職員の交流を図るとともに、基礎自治体の職員として必要な専門知識等を効率的・効果的に習得する。							
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	2,574	2,574	2,574	2,574	2,574	12,870	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方							
原則として、飯田市が負担する。							

事業名	外部専門家の招聘・連携事業					関係市町村名	
事業概要	「学輪 IIDA」ネットワークを活用した大学との連携事業・共同研究や、「総務省人材ネット」等を活用した外部専門家の招聘を行い、地域をけん引しマネジメントできる地域人材の確保と育成に取り組む。 ① 広域観光開発等 ② 地域特産品の開発、起業支援等 ③ 地域の活性化（集落コミュニティづくり、共住施策、空き家利活用の推進等）					飯田市 売木村	
成果							
地域の自立と持続を図るために、この地に暮らし続ける人の仕事と生活の組み合わせの能力を強化する。							
事業費(千円)	6	7	8	9	10	計	
	7,642	6,697	6,697	6,697	6,697	34,430	
国県補助事業等の名称、補助率等							
関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方 飯田市、売木村が負担する。							

南信州定住自立圏共生ビジョン事業一覧

各政策分野における個別事業の具体的な取組基準	4 3 p
------------------------	-------

南信州定住自立圏共生ビジョン事業一覧表

1 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療	4 5 p
イ 福祉	4 7 p
ウ 産業振興	4 8 p
エ 環境	5 1 p
オ 教育及び文化	5 5 p

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通及びICTインフラの整備	5 6 p
（ア）地域公共交通ネットワークの構築	5 6 p
（イ）地域情報共有システムの構築	5 7 p
（ウ）戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	5 7 p
イ 圏域内外の住民との交流及び移住の促進	5 8 p

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成等	6 1 p
外部人材活用事業	6 1 p

各政策分野における個別事業の具体的な取組基準

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

①休日夜間急患診療所の運営

- ・休日夜間急患診療所の運営

②在宅当番医制、病院群輪番制及び調剤当番制

- ・飯伊地区包括医療協議会の運営への支援
- ・在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科、眼科及び調剤当番制に係る医師待機料の負担

③大規模災害医療救護体制の整備

- ・医療分野における災害対応のための特殊資機材の整備

④飯田下伊那診療情報連携システム ism-Link への支援

- ・圏域の医療機関において診療情報が閲覧できるシステム運用のための支援

イ 福祉

①圏域健康計画の策定

- ・圏域住民が、いつまでも元気でいきいきと暮らしていけるようにするために、圏域内の市町村、民間事業者及び住民が連携して、健康的に暮らしていくためのあり方について研究し、計画を策定する事業

②病児・病後児保育事業の実施

- ・圏域の子育て環境の充実のために、病気又は病気回復期にある児童等への保育事業

③成年後見支援センターの設置

- ・圏域の高齢者及び障害者等の権利を擁護するため、住民に係る成年後見支援センターを設置し、運営する事業

ウ 産業振興

①公益財団法人南信州・飯田産業センターの運営等

- ・公益財団法人南信州・飯田産業センターの管理費（人件費を含む）
- ・公益財団法人南信州・飯田産業センターの施設利用事業
- ・専門的知見を有する人材の配置
- ・産業振興事業（研究開発、需要開拓、地域ブランド構築及び企業体質強化等）
- ・人材育成事業（飯田産業技術大学及び産学官連携推進等）
- ・ビジネスネットワーク支援センター事業（共同受注、企業間連携、新産業進出、異業種連携等）
- ・工業技術試験研究所事業（測定、分析、校正、指導及び相談）
- ・新産業創出事業（新事業創出支援（航空宇宙・健康医療分野）等）

②鳥獣害防止総合対策

- ・市町村が行う鳥獣被害防止対策の事業（当面は、市町村、猟友会、農協、森林組合など関係団体相互が情報共有を進め、連携した取組を試行する）

エ 環境

①環境文化都市の取組の普及拡大

- ・飯田市の環境文化都市の取組について、各町村が飯田市と連携して、普及拡大を図るための事業

オ 教育及び文化

①図書館ネットワークシステムの構築

- ・各図書館が所蔵する図書等の資料の情報を共有し、利用することが出来る図書館ネットワークシステムの構築及び運用

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通及びＩＣＴインフラの整備

(ア) 地域公共交通ネットワークの構築

a 南信州地域公共交通計画における基幹路線

- ・路線バス駒場線・路線バス阿島線・路線バス阿南線・ＪＲ飯田線

b 南信州地域公共交通計画における准基幹路線

- ・路線バス遠山郷線・路線バス温田線・平岡線・西部コミュニティバス・大鹿線
- ・市民バス循環線・乗合タクシー上市田線

c 基幹路線やＪＲ飯田線に接続するバス路線やデマンド交通等の公共交通で、関係市町村と連携の上実施する事業（当該自治体区域外の運行部分について対象）

- ・豊丘村村営バス・喬木村民バス

(イ) 地域情報共有システムの構築

①電子メール配信システムの運営

- ・安心・安全メール配信システムの運用事業
- ・各町村の防災情報や学校連絡情報など、必要なメール配信チャンネルのシステム内への構築、運用事業

②ケーブルテレビによるデータ放送システムの運営

- ・ケーブルテレビによるデータ放送システムの構築事業
- ・ケーブルテレビによるデータ放送システムの運営事業

(ウ) 戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用

共同で利用する戸籍情報システムサーバ並びに第二バックアップシステムの構築及び運用

イ 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

- ・魅力ある圏域づくりのため、賑わい拠点（形成協定に記載された各町村を代表する施設等）に係る以下に該当する事業（観光協会運営補助やパンフレット作成等の一般的な観光の取組は除く）
- ・施設等の整備、改修、補修事業
- ・全国的な訴求に向けての取組（例：昼神温泉、大鹿歌舞伎、秘境駅等）
- ・当該自治体以外からの参加者が概ね３割を超える取組（例：市田灯ろう流し等）
- ・農家民泊開設：賑わい拠点（形成協定に記載された各町村を代表する施設等）エリア外であっても対象とする

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

①合同専門研修

- ・圏域の市町村職員等を対象とする飯田市が実施する専門研修

②外部人材活用事業

- ・外部専門家の招聘や連携による人材育成の取組

共生ビジョン事業一覧表

年度	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計
総事業費	2,474,889	2,295,447	1,916,787	1,724,019	1,735,524	10,146,666

(単位:千円)

1 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

①休日夜間急患診療所の運営

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	48,393	48,393	48,393	48,393	48,393	241,965		
						R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (1)ア(7)	医療	休日夜間急患診療所運営事業	休日夜間急患診療所の運営 ・事業、管理委託	48,393	48,393	48,393	48,393	48,393	241,965	小児初期救急医療体制整備事業	

②在宅当番医制、病院群輪番制及び調剤当番制

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	55,690	55,690	55,690	55,690	55,690	278,450		
						R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (1)ア(7)	医療	在宅当番医制事業	在宅当番医制、歯科、眼科及び調剤当番制に係る医師の待機料負担 ・在宅当番医制事業委託 ・在宅当番医制調剤補助金 ・休日夜間眼科救急当番待機料補助金	18,469	18,469	18,469	18,469	18,469	92,345		〇内は飯田市負担金、事業費との差額は町村負担金
2	飯田市	第3条 (1)ア(7)	医療	病院群輪番制病院運営事業	病院群輪番制に係る医師の待機料の負担 ・病院群輪番制病院事業運営費補助	32,550	32,550	32,550	32,550	32,550	162,750		〇内は飯田市負担金、事業費との差額は町村負担金
3	飯田市	第3条 (1)ア(7)	医療	保健衛生推進事業	包括医療協議会の運営支援 ・包括医療協議会負担金	4,690	4,690	4,690	4,690	4,690	23,450		〇内は飯田市負担金、事業費との差額は町村負担金
4	松川町	第3条 (1)ア(7)	医療	飯伊地域包括医療協議会運営支援事業	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担(H23より眼科に係る医師の待機料の負担を含む) ・包括医療協議会負担金	3,350	3,350	3,350	3,350	3,350	16,750		町村負担分として飯田市へ支出
5	高森町	第3条 (1)ア(7)	医療	飯伊地域包括医療協議会運営支援事業	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担(H23より眼科に係る医師の待機料の負担を含む) ・包括医療協議会負担金	3,793	3,793	3,793	3,793	3,793	18,965		町村負担分として飯田市へ支出
6	阿南町	第3条 (1)ア(7)	医療	飯伊包括医療協議会負担金	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担(眼科に係る医師の待機料の負担を含む) ・包括医療協議会負担金	709	709	709	709	709	3,545		町村負担分として飯田市へ支出
7	阿智村	第3条 (1)ア(7)	医療	包括医療協議会関係事業	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担(H23より眼科に係る医師の待機料の負担を含む) ・包括医療協議会負担金	1,478	1,478	1,478	1,478	1,478	7,390		町村負担分として飯田市へ支出
8	平谷村	第3条 (1)ア(7)	医療	包括医療協議会負担金	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担 ・包括医療協議会負担金	51	51	51	51	51	255		町村負担分として飯田市へ支出
9	根羽村	第3条 (1)ア(7)	医療	包括医療協議会負担金	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担 ・包括医療協議会負担金	113	113	113	113	113	565		町村負担分として飯田市へ支出
10	下條村	第3条 (1)ア(7)	医療	包括医療協議会関係事業	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担(H23より眼科に係る医師の待機料の負担を含む) ・包括医療協議会負担金	732	732	732	732	732	3,660		町村負担分として飯田市へ支出
11	売木村	第3条 (1)ア(7)	医療	飯伊包括医療協議会の運営への支援	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科、眼科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担(H23より眼科に係る医師の待機料の負担を含む) ・包括医療協議会負担金	60	60	60	60	60	300		町村負担分として飯田市へ支出

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
12	天龍村	第3条 (1)ア(ア)	医療	飯伊地区包括医療協議会負担金	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院郡輪番制並びに歯科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担(H23より眼科に係る医師の待機料の負担を含む) ・包括医療協議会負担金	105	105	105	105	105	525		町村負担分として飯田市へ支出
13	泰阜村	第3条 (1)ア(ア)	医療	地域包括医療協議会負担金	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科、眼科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担。 ・包括医療協議会負担金	186	186	186	186	186	930		町村負担分として飯田市へ支出
14	喬木村	第3条 (1)ア(ア)	医療	飯伊地区包括医療協議会運営支援事業	飯伊包括医療協議会の運営への支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科、眼科及び調剤当番制に係る医師待機料の負担 ・包括医療協議会負担金	1,751	1,751	1,751	1,751	1,751	8,755		町村負担分として飯田市へ支出
15	豊丘村	第3条 (1)ア(ア)	医療	包括医療協議会負担金	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制による意思の待機料の負担 ・包括医療協議会負担金	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	9,005		町村負担金として飯田市へ支出
16	大鹿村	第3条 (1)ア(ア)	医療	包括医療協議会負担金	包括医療協議会の運営支援、在宅当番医制、病院群輪番制並びに歯科及び調剤当番制に係る医師の待機料の負担。 ・包括医療協議会負担金	124	124	124	124	124	620		町村負担分として飯田市に支出

③ 大規模災害医療救護体制の整備

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	平谷村	第3条 (1)ア(ウ)	医療	衛星携帯電話関係経費	大規模災害医療救護体制を確保するための、衛星携帯電話による情報ネットワークシステムの運用。	135 116	135 116	135 116	135 116	135 116	675 580		
2	根羽村	第3条 (1)ア(ウ)	医療	衛星携帯電話関係経費	大規模災害医療救護体制を確保するための、衛星携帯電話による情報ネットワークシステムの運用。	135 19	135 19	135 19	135 19	135 19	675 95		

④ 飯田下伊那診療情報連携システムism-Linkへの支援

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那診療情報連携システムism-Linkへの支援	飯田下伊那診療情報連携システムism-Linkの運用についての支援	6,292 6,292 (3,594)	6,292 6,292 (3,594)	6,292 6,292 (3,594)	6,292 6,292 (3,594)	6,292 6,292 (3,594)	31,460 31,460 (17,970)		
2	松川町	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那診療情報連携システムism-Linkへの支援	圏域内の医療機関における情報共有化を図り、切れ目のない安心安全の医療を提供するため飯田下伊那診療情報連携システムの運営支援を行う。	508	508	508	508	508	2,540		
3	高森町	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那医療連携システム(ism-Link)参画事業	圏域内の医療機関における情報共有化を図り、切れ目のない安心安全の医療を提供するため飯田下伊那診療情報連携システムの運営支援を行う。	513	513	513	513	513	2,565		
4	阿南町	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那医療連携システム負担金	圏内の医療機関の連携体制を強化し、各医療機関の診療情報が圏域内でさらに効率的に活用されるように飯田下伊那診療情報連携システムの運営支援を行う。	206	206	206	206	206	1,030		
5	阿智村	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那診療連携システム事業	圏域内の医療機関における情報共有化を図り、切れ目のない安心安全の医療を提供するため飯田下伊那診療情報連携システムの運営支援を行う。	267	267	267	267	267	1,335		
6	平谷村	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那診療情報連携システムism-Linkへの支援	医療機関における情報共有化を図り、それぞれの医療機関が保有する診療情報の一部を患者本人の同意を得て閲覧できるシステムの支援	60	60	60	60	60	300		
7	根羽村	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那診療情報連携システムism-Linkへの支援	圏域の医療機関における情報共有化を図り、切れ目のない安全安心の医療を提供するため、電気通信回線によるネットワークを用いてそれぞれの医療機関が保有する診療情報の一部を患者本人の同意を得て閲覧できるシステムの運用について支援	78	78	78	78	78	390		
8	下條村	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那診療情報連携システム	飯田下伊那診療情報連携システム導入に係る運営支援費	174	174	174	174	174	870		
9	売木村	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那診療情報連携システムの運営	圏域内の医療機関の連携体制を強化し、各医療機関の診療情報を圏域内で効率的に活用する。 ・システム運営負担金	65	65	65	65	65	325		
10	天龍村	第3条 (1)ア(エ)	医療	飯田下伊那診療情報連携システム運営事業	圏域の医療機関の連携体制を強化し、診療情報が効率的に活用されるように、飯田下伊那診療情報連携システムの運営について支援を行う。	96	96	96	96	96	480		

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
11	泰阜村	第3条 (1)7(エ)	医療	飯田下伊那診療情報連携システムism-Linkへの支援	圏域内の医療機関における情報共有化を図り、切れ目のない安心安全の医療を提供するため飯田下伊那診療情報連携システムの運営支援を行う。	105	105	105	105	105	525		
12	喬木村	第3条 (1)7(エ)	医療	飯田下伊那診療情報連携システム支援	圏域の医療機関における情報共有化を図り、切れ目のない安心安全の医療を提供するため、「診療情報連携システム」の運用について支援を行う。	260	260	260	260	260	1,300		
13	豊丘村	第3条 (1)7(エ)	医療	診療情報連携システム負担金	圏域内の医療機関の連絡体制を強化し、各医療機関の診療情報が圏域内で効率的に活用する診療情報連携システムの負担金 ・診療情報連携システム負担金	282	282	282	282	282	1,410		
14	大鹿村	第3条 (1)7(エ)	医療	飯田下伊那診療連携システム運営負担金	飯田下伊那診療情報連携システムの運営についての負担金	84	84	84	84	84	420		

イ 福祉

①圏域健康計画の策定

						0	190	0	0	190	380		
No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	泰阜村	第3条 (1)4(ア)	福祉	高齢者生活実態追跡調査		0	190	0	0	190	380		

②病児・病後児保育事業の実施

						36,357	28,655	28,655	28,655	28,655	150,977		
No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業 ・病児保育ICTシステム導入（R6）	36,357 (35,104)	28,655 (27,402)	28,655 (27,402)	28,655 (27,402)	28,655 (27,402)	150,977 (144,712)	子ども・子育て支援交付金病児保育事業 (国1/3・県1/3)	〇内は飯田市負担金、事業費との差額は町村負担金
2	松川町	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	26	26	26	26	26	130	子ども・子育て支援交付金（病児保育事業）	利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
3	高森町	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育を実施。	450	450	450	450	450	2,250		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
4	阿南町	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	0	0	0	0	0	0		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
5	阿智村	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	110	110	110	110	110	550		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
6	平谷村	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	0	0	0	0	0	0		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
7	根羽村	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	55	55	55	55	55	275		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
8	下條村	第3条 (1)4	福祉	病児・病後保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	32	32	32	32	32	160		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
9	売木村	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	0	0	0	0	0	0		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
10	天龍村	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	0	0	0	0	0	0		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
11	泰阜村	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	80	80	80	80	80	400		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
12	喬木村	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施する。 ・病児病後児保育事業	200	200	200	200	200	1,000		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出
13	豊丘村	第3条 (1)4(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境の充実のために、病児又は病児回復期にある児童等への保育事業を実施 ・病児病後児保育事業	300	300	300	300	300	1,500		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
14	大鹿村	第3条 (1)イ(イ)	福祉	病児・病後児保育事業	圏域の子育て環境充実のために、病気又は病氣回復期にある児童等への保育事業を実施する。	0	0	0	0	0	0		利用者数に応じて負担金を飯田市へ支出

③成年後見支援センター事業

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	22,000 R6事業費	22,000 R7事業費	22,000 R8事業費	22,000 R9事業費	22,000 R10事業費	110,000 計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業	高齢者及び障害者等の権利を擁護するために飯田市と下伊那郡の町村が共同利用することができる成年後見支援センターを設置、運営する。	22,000 (13,915)	22,000 (13,915)	22,000 (13,915)	22,000 (13,915)	22,000 (13,915)	110,000 (69,575)		設置運営に要する経費を人口割に基づき負担を行う ()内は飯田市負担金、事業費との差額は町村負担金
2	松川町	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業	圏域の高齢者及び障がい者等の権利を擁護するため、成年後見人センターを設置し、及び運営する。	1,795	1,795	1,795	1,795	1,795	8,975		負担金を飯田市へ支出
3	高森町	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	飯田成年後見支援センター参画事業	飯田成年後見支援センターを共同利用するため、運営費を支援。	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	9,250		負担金を飯田市へ支出
4	阿南町	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見人支援センター事業（センター運営にかかる負担金）	圏域の高齢者及び障がい者等の権利を擁護するため、成年後見人センターを設置し、及び運営する。	583	583	583	583	583	2,915		負担金を飯田市へ支出
5	阿智村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業	圏域の高齢者及び障がい者等の権利を擁護するため、成年後見人センターを設置し、及び運営する。	856	856	856	856	856	4,280		負担金を飯田市へ支出
6	平谷村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業	圏域の高齢者及び障がい者等の権利を擁護するため、成年後見人センターを設置し、及び運営する。	53	53	53	53	53	265		負担金を飯田市へ支出
7	根羽村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見人支援センター運営等	圏内の高齢者及び障害者等の権利を擁護するため、成年後見支援センター設置し、運営をする。	119	119	119	119	119	595		負担金を飯田市へ支出
8	下條村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業	圏域の高齢者及び障がい者等の権利を擁護するため、成年後見人センターを設置し、及び運営する。	493	493	493	493	493	2,465		負担金を飯田市へ支出
9	売木村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業	圏域の高齢者及び障害者等の権利を擁護するため、成年後見支援センターを設置し、及び運営する。 ・成年後見支援センター事業	75	75	75	75	75	375		負担金を飯田市へ支出
10	天龍村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業（センター運営にかかる負担金）	圏域の高齢者及び障害者等の権利を擁護するため、成年後見支援センターを設置し、及び運営する。	156	156	156	156	156	780		負担金を飯田市へ支出
11	泰阜村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業	圏域の高齢者及び障がい者等の権利を擁護するため、成年後見人センターを設置し、及び運営する。	209	209	209	209	209	1,045		負担金を飯田市へ支出
12	喬木村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター運営	成年後見支援センター共同設置にかかる負担金	838	838	838	838	838	4,190		負担金を飯田市へ支出
13	豊丘村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業（センター運営費）	圏域の高齢者及び障害者等の権利を擁護するため、成年後見支援センターを設置し、及び運営する。	922	922	922	922	922	4,610		負担金を飯田市へ支出
14	大鹿村	第3条 (1)イ(ウ)	福祉	成年後見支援センター事業（センター運営に係る負担金）	圏域の高齢者及び障害者等の権利を擁護するため、成年後見支援センターを設置し、及び運営する。	136	136	136	136	136	680		負担金を飯田市へ支出

ウ 産業振興

①公益財団法人南信州・飯田産業センターの運営等

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	129,439 R6事業費	122,186 R7事業費	122,186 R8事業費	116,586 R9事業費	116,586 R10事業費	606,983 計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (1)ウ(ア)	産業振興	地場産業等振興事業	地域産業振興の中核機関として産業センターの運営管理を行う。（飯田市分） ・産業センター運営負担金（人件費含む）	65,577	65,577	65,577	65,577	65,577	327,885		
2	飯田市	第3条 (1)ウ(ア)	産業振興	ビジネスネットワーク支援・受注開拓事業	地域産業の高度化・高付加価値化に向けて、共同受注体を組織化し、技術補完や異業種連携による共同研究開発、販路開拓を支援する。登録企業数132社 ・ビジネスネットワークセンター運営負担金	0	4,047	4,047	4,047	4,047	16,188		
3	飯田市	第3条 (1)ウ(ア)	産業振興	地域産品ブランド化事業	南信州ブランド化の支援及びデザイン分野の可能性に関する調査 地域資源活用プラットフォームの構築 ・地域産品ブランド化事業負担金	11,480	11,480	11,480	5,880	5,880	46,200		
4	飯田市	第3条 (1)ウ(ア)	産業振興	技術交流促進事業	国内外展示会や商談会の出張を支援することにより、技術動向の調査や販路開拓を図る。 ・製造業販路開拓事業推進協議会負担金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000		
5	飯田市	第3条 (1)ウ(ア)	産業振興	次世代を担う産業人材育成事業	次世代を対象にした事業を開催することにより、地域産業の認知度の向上やものづくりの楽しさを味わいながら、製造業を担う人材育成を図る。 信州大学航空機システム共同研究講座、ランドスケープ・プランニング共同研究講座の運営支援を行う。	16,364	5,064	5,064	5,064	5,064	36,620	地方創生応援税制	

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
6	飯田市	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	新産業創出事業	航空宇宙、メディカルバイオ、食品や環境産業、次世代エアモビリティ等、新たな成長分野への取組を強化することにより、次世代産業に対する支援を行う。	17,590	17,590	17,590	17,590	17,590	87,950		
7	飯田市	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	産業人材育成事業	・大学や地元専門学校、職業訓練校と連携しながら、要素技術や品質管理、経営管理能力の習得に向けた、働きながら学ぶ環境づくり。(飯田産業技術大学) ・信州大学工学部・農学部と連携し、社会人を対象にした企業の技術課題を研究テーマに、専門分野を深く研究する高度な専門人材の育成を図るものづくり大学院飯田コース運営事業。 ・経営課題を解決し、稼ぐ力を高める企業づくりに取り組む経営者育成や経営改善活動を支援する経営者育成・経営改善支援事業。	7,847	7,847	7,847	7,847	7,847	39,235		
8	松川町	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター運営参画事業	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	2,168	2,168	2,168	2,168	2,168	10,840		
9	高森町	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター運営参画事業	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	1,686	1,686	1,686	1,686	1,686	8,430		
10	阿南町	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター負担金	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	353	353	353	353	353	1,765		
11	阿智村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター運営事業	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	6,015		
12	平谷村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センターの運営等	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	43	43	43	43	43	215		
13	根羽村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センターの運営等	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	123	123	123	123	123	615		
14	下條村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター関係事業	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	718	718	718	718	718	3,590		
15	売木村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター負担金	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	45	45	45	45	45	225		
16	天龍村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センターの施設及び人材の充実	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	73	73	73	73	73	365		
17	泰阜村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター負担金	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	93	93	93	93	93	465		
18	喬木村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター負担金	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	807	807	807	807	807	4,035		
19	豊丘村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター運営費負担金	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	1,138	1,138	1,138	1,138	1,138	5,690		
20	大鹿村	第3条 (1)㉮(ア)	産業振興	南信州・飯田産業センター負担金	産業振興の中核機関として南信州・飯田産業センターの運営管理を行い、人材育成や新事業展開及び新規創業支援を展開する。	131	131	131	131	131	655		

②鳥獣害防止総合対策

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	171,634 R6事業費	176,589 R7事業費	176,589 R8事業費	176,589 R9事業費	176,589 R10事業費	877,990 計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (1)㉮(イ)	産業振興	農作物被害対策事業	野生鳥獣による農作物被害を低減する。 ・鳥獣駆除委託、捕獲報奨金(市・県補) ・電気柵や防除柵への補助(市単) ・鳥獣行動調査業務委託(市単) ・被害対策協議会事業負担金(市単) ・鳥獣捕獲従事者支援事業(市単)	34,695	34,695	34,695	34,695	34,695	173,475	野生鳥獣総合管理対策事業補助金(県) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金(他)	
2	飯田市	第3条 (1)㉮(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除事業	・人工林及び農地において、カモシカによる食害被害を防止するため、個体数調整(捕獲)を行う。 ・鳥獣被害対策実施隊員による捕獲の推進。	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850	24,250	野生鳥獣総合管理対策事業補助金(県1/2以内)	

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
3	松川町	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除等事業	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・猟友会補助金、駆除鳥獣捕獲報償	9,483	9,483	9,483	9,483	9,483	47,415	野生鳥獣総合管理対策事業(R6) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(R6)	
4	高森町	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除等事業	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・被害耕作地に防護策設置を補助 (設置延長 毎年平均2km) ・猟友会等による駆除に対する謝礼 (駆除頭数 毎年平均330)	26,490	26,490	26,490	26,490	26,490	132,450	野生鳥獣総合管理対策事業補助金(県)、 特別交付税措置(補助残の80%)	
5	阿南町	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除等事業	害鳥獣による農林作物被害を低減する ・有害鳥獣捕獲檻購入補助 ・有害鳥獣駆除補助金 ・従事者特別保険 ・対象鳥獣捕獲員報酬	13,106	13,106	13,106	13,106	13,106	65,530	鳥獣被害防止総合対策交付金(R6) 野生鳥獣総合管理対策事業補助金(R6) 対象鳥獣捕獲員証明手数料(R6)	
6	阿智村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	鳥獣捕獲報償金	鳥獣害防止総合対策 ・捕獲報償	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000	有害鳥獣対策補助金	
7	阿智村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	鳥獣駆除猟友会補助金	鳥獣害防止総合対策 ・猟友会補助金	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	6,150		
8	阿智村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	鳥獣被害防止対策事業	鳥獣害防止総合対策 ・防除補助金(防護策・電柵等) ・捕獲檻設置 ・里山緩衝帯整備 ・狩猟者資格取得補助金	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	27,500		
9	平谷村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除関係経費	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・鳥獣捕獲檻設置 ・鳥獣捕獲報償金 ・狩猟免許取得推進補助金	6,941	8,000	8,000	8,000	8,000	38,941	(国)鳥獣被害防止緊急捕獲等推進交付金(R6～R10) (県)野生鳥獣総合管理対策事業補助金(R6～R10)	
10	根羽村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除関係経費	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・猟友会補助金(有害資格講習、従事者特別保険、活動費)	9,345	9,000	9,000	9,000	9,000	45,345	(国)鳥獣被害防止緊急捕獲等推進交付金(R5～R7) (県)野生鳥獣総合管理対策事業補助金(R5～R7)	
11	根羽村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除関係経費	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・有害鳥獣対策補助金(防除柵)	200	200	200	200	200	1,000		
12	下條村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	電気柵設置補助事業(村単)	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・電気柵設置補助(村単)	860	860	860	860	860	4,300		
13	下條村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除対策謝金事業	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・有害鳥獣駆除対策謝金	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	21,000		
14	下條村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除補助金事業(村単猟友会)	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・有害鳥獣駆除補助金	50	50	50	50	50	250		
15	売木村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	鳥獣害対策事業	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・有害鳥獣捕獲報償金 ・くくりわな購入 ・狩猟免許取得試験費用補助 ・ハンター保険料補助 ・有害鳥獣捕獲従事者講習会費用補助 ・鳥獣解体処理施設管理	4,195	4,195	4,195	4,195	4,195	20,975	特別交付税(補助残の80%)、鳥獣害防止総合対策事業(国) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金(国)、野生鳥獣総合管理対策事業(県)	
16	天龍村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	鳥獣害防止対策事業	有害鳥獣による農林作物被害を低減する。 ・捕獲報償金 ・有害駆除協定日当 ・猟友会補助金 ・有害従事者保険料 ・有害駆除従事者資格講習会受講補助金 ・有害駆除施設原材料支給 ・熊食害調査委託料 ・有害防護柵巡回委託料 ・有害防護柵設置補助金	5,821	10,000	10,000	10,000	10,000	45,821	鳥獣害防止対策事業 野生鳥獣共存事業補助金	

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
17	泰阜村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	農林業振興対策	有害鳥獣による農林作物被害を低減する。 ・有害鳥獣捕獲器具購入	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	5,450		
18	泰阜村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除報償金	有害鳥獣による農林作物被害を低減する。 ・有害鳥獣駆除報償金	6,025	6,025	6,025	6,025	6,025	30,125		
19	喬木村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣防護柵補助金	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・有害鳥獣防護柵補助金	500	500	500	500	500	2,500		
20	喬木村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除補助金	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・有害鳥獣駆除補助金 ・有害鳥獣駆除従事者資格取得補助金	2,945	2,945	2,945	2,945	2,945	14,725	野生鳥獣総合管理対 策事業補助金	
21	豊丘村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除事業	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・捕獲奨励	7,450	7,450	7,450	7,450	7,450	37,250		
22	豊丘村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣捕獲事業	有害鳥獣による農林作物被害を低減する ・捕獲檻等設置補助	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	5,600		
23	大鹿村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	有害鳥獣駆除報償金	有害鳥獣による林業・農作物被害を低減する。	9,538	9,600	9,600	9,600	9,600	47,938	鳥獣被害防止緊急捕 獲等推進交付金	
24	大鹿村	第3条 (1)㉞(イ)	産業振興	獣害防止施設設置補助金	有害鳥獣による林業・農作物被害を低減する。	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000		

エ 環境

①環境文化都市の取組の普及拡大

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	709,929 R6事業費	726,216 R7事業費	706,691 R8事業費	714,020 R9事業費	717,838 R10事業費	3,574,694 計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (1)エ	環境	地域エネルギー普及事業	市民、事業者、行政が協働して自然エネルギーの域産域消に取組み持続可能な地域づくりを実施する。 リニア時代にふさわしい脱炭素社会に向け取組を推進する。	51,008	51,008	51,008	51,008	51,008	255,040	木質バイオマス循環 利用普及促進事業補 助金(R6) クリーンエネルギー 自動車導入促進補助 金(R6)	
2	飯田市	第3条 (1)エ	環境	省エネルギー推進事業	気候変動抑制に資する二酸化炭素排出量削減を推進し、 アクションを起こす。	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	21,380		
3	飯田市	第3条 (1)エ	環境	脱炭素先行地域づくり事業	川路地区の民生部門の電力及び市内小中学校の電力が 2030年までに二酸化炭素排出実質ゼロとし、地域脱炭素を 目指す。	372,449	372,449	372,449	372,449	372,449	1,862,245	地域脱炭素移行・再 エネ推進交付金(R6)	
4	飯田市	第3条 (1)エ	環境	森林整備促進事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森 林整備を行う。 ・森林組合等の森林整備事業者が行った事業地に対する 森林整備経費の補助制度 ・未利用材(林地残材)搬出事業に対する補助(市単独補 助)	18,572	18,572	18,572	18,572	18,572	92,860		
5	飯田市	第3条 (1)エ	環境	未整備森林・放置竹林等緊急整備事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森 林整備を行う。 ・市や林業事業体、NPO法人等による集落周辺の里山の間 伐等の実施及び間伐等事業地に対する市単独補助の実 施。	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	32,500		
6	飯田市	第3条 (1)エ	環境	水源林造成事業(分収造林契約) 水源林対策事業	良質な木材生産と、森林の持つ二酸化炭素を吸収する機 能を強化するため森林整備を行い、水源涵養を行う。 ・分収造林契約地における水源林整備事業及び森林国営 保険。 ・財団法人豊川水源基金の助成による間伐事業	41,698	41,698	41,698	41,698	41,698	208,490	分収造林受託事業収 入(10/10) (財)豊川水源基金水 源林対策事業助成金 (7/10以内)	
7	松川町	第3条 (1)エ	環境	住宅用太陽光発電・蓄電設備設置費補助事 業	自然エネルギー利活用 の推進のため住宅用太陽光発電・ 蓄電設備(ともに10kw未満)の設置に補助を行う。 ・太陽光発電1kW当たり1.8万円上限9.0万円 蓄電設備設 置費の1/3上限10万円	3,800	3,800	3,800	4,750	4,750	20,900		
8	松川町	第3条 (1)エ	環境	住宅用太陽熱温水器設置補助事業	自然エネルギーの利用による地球温暖化対策と省資源・省 エネルギーを推進するため、住宅に設置する太陽熱温水器 に補助を行う。 ・設置費用の1/5、上限5万円	250	250	250	300	350	1,400		

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
9	松川町	第3条 (2)エ	環境	森のエネルギー推進補助事業	木質バイオマス資源の有効利用推進のため、ペレット及び薪等を燃料とするストーブ、ボイラーの設置に補助を行う。 ・設置費用の1/2、上限5万円。ただし、長野県補助条件に該当するペレットストーブ・ボイラーは上限15万円	350	400	400	400	550	2,100	木質バイオマス循環利用普及促進事業(県)(ペレットストーブ)	
10	松川町	第3条 (1)エ	環境	生ごみ処理機購入補助事業	ごみ減量化対策として家庭用生ゴミ処理機(ぼかし容器含む)の導入に補助を行う。 ・購入価格3万円以上の処理機に対し、1/2以内、上限4万円	544	544	632	632	840	3,192		
11	松川町	第3条 (1)エ	環境	フードリサイクル推進事業	町内9地区を対象に生ごみを収集。ごみの減量化と、生ごみを堆肥化し再利用する循環型まちづくりを行う ・生ゴミ処理機の導入、維持管理、収集運搬	3,676	3,676	3,676	3,676	3,676	18,380		
12	松川町	第3条 (1)エ	環境	間伐事業補助金	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・森林所有者の森林整備に対する補助	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500		
13	松川町	第3条 (1)エ	環境	町有林保育事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・町有林の森林整備(間伐)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000		
14	高森町	第3条 (1)エ	環境	太陽光発電設備補助	低炭素社会構築に向け、太陽光発電の導入を促進 ・家庭用設備に対し補助	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	119,000		
15	高森町	第3条 (1)エ	環境	住宅用太陽熱温水器設置補助	低炭素社会構築に向け、太陽熱温水器の導入を促進 ・家庭用設備に対し補助	150	150	150	150	150	750		
16	高森町	第3条 (1)エ	環境	バイオマスエネルギー利用推進事業	薪・ペレットなどのストーブやボイラーの設置費用の1/3・上限10万円を補助。ペレット機器は、県の補助事業を導入。	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	森のエネルギー総合推進事業補助金(県)木質バイオマス循環利用普及促進事業(県)	
17	高森町	第3条 (1)エ	環境	家庭用生ごみ処理機購入補助	可燃ごみの排出量削減と有機肥料へのリサイクルを促進する家庭用生ごみ処理機の購入費を補助 ・補助件数(毎年平均)35機	660	660	660	660	660	3,300		
18	高森町	第3条 (1)エ	環境	町有林保育間伐事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・町有林の間伐実施 毎年平均2箇所・4ha	0	0	0	0	0	0		
19	高森町	第3条 (1)エ	環境	私有林造成支援事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・私有林の間伐支援 1/2補助・毎年平均8ha	0	0	0	0	0	0		
20	阿南町	第3条 (1)エ	環境	住宅用太陽光発電・太陽熱温水器導入支援補助金・雨水貯留施設設置補助金・蓄電システム設置費補助金	低炭素社会の構築に向け、①太陽光発電システム導入補助及び②太陽熱温水器設置補助、③雨水貯留施設設置補助金④蓄電システム設置費補助金 ①1kw当たり3万円 限度額12万円×7.75 ②設置費用の1/3補助 限度額5万円×5 ③補助対象経費の1/2 ・100ℓ・500ℓ未満(上限2.5万円) ・500ℓ以上(上限5万円) ※一敷地の上限10万円 ④設置に要した事業費の1/3 ※上限30万円	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	19,500		
21	阿南町	第3条 (1)エ	環境	森林総合研究所造林事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・間伐の実施、水源林造成受託事業	4,520	4,520	4,520	4,520	4,520	22,600	分収造林受託事業収入(10/10)(R6)	独立行政法人森林総合研究所と分収造林契約締結
22	阿南町	第3条 (1)エ	環境	豊川水源対策事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・治山治水水資源の涵養のための間伐実施	1,286	1,286	1,286	1,286	1,286	6,430	(財)豊川水源基金水源林対策事業助成金(7/10以内)(R6)	
23	阿南町	第3条 (1)エ	環境	森林環境保全直接支援事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・森林整備計画に定めた水土保持全林の間伐に対する補助	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	70,000		
24	阿南町	第3条 (1)エ	環境	防犯灯LED化整備事業	低炭素社会の構築に向け、新設する防犯灯及び現在町内に設置されている防犯灯をLED化し、環境に配慮した圏域構成を行う。	390	390	390	390	390	1,950		
25	阿南町	第3条 (1)エ	環境	公共施設蛍光灯LED化整備事業	低炭素社会の構築に向け、公共施設内の蛍光灯をLED化し、環境に配慮した圏域構成を行う。	5,446	5,446	5,446	5,446	5,446	27,230		
26	阿南町	第3条 (1)エ	環境	森林整備地域活動支援交付金事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・森林経営計画作成の推進、間伐の実施事業	13,480	13,480	13,480	13,480	13,480	67,400	森林整備支援事業補助金(9/10)(R6)	

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
27	阿智村	第3条 (1)エ	環境	防犯灯LED化事業	村内に設置してある防犯灯をLED化する	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000		
28	阿智村	第3条 (1)エ	環境	太陽光発電システム設置補助金	住宅用の太陽光発電システム設置への補助金 ・補助対象者・村内の住宅に設置する者 ・補助額・1kw当たり5万円上限20万円	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	12,000		
29	阿智村	第3条 (1)エ	環境	環境に優しい住宅設備導入補助金	環境に優しい木質バイオマスボイラー・ストーブ及び太陽熱温水器設置への補助 ・補助対象者・村内の設置者 ・補助額・直接的経費の1/3補助 木質バイオマスボイラー20万円上限 木質バイオマスストーブ10万円上限 太陽熱温水器10万円上限	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000		
30	阿智村	第3条 (1)エ	環境	森林造成推進事業補助金	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・間伐等森林整備に対する費用の補助	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	25,500		
31	阿智村	第3条 (1)エ	環境	環境にやさしい公用車整備事業	公用車の環境対応車購入 ・1台	0	5,000	0	0	0	5,000		
32	平谷村	第3条 (1)エ	環境	環境にやさしい公用車整備事業	低炭素社会構築に向け低燃費(環境にやさしい)対応公用車に更新し地域の先導的な役割を担う。 ・公用車1台	0	5,000	0	5,000	0	10,000		
33	平谷村	第3条 (1)エ	環境	流域育成林整備事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・村有林の間伐や搬出間伐の実施	500	1,000	1,000	1,000	1,000	4,500		
34	根羽村	第3条 (1)エ	環境	家庭用生ゴミ処理機購入補助金	ゴミ減量化対策として家庭用生ゴミ処理機の購入を補助する。 ・村内に居住する者が購入した処理機の購入額の1/3(5万円限度)を補助	100	100	100	100	100	500		
35	根羽村	第3条 (1)エ	環境	太陽光発電システム設置補助事業	太陽光発電システム導入の拡大を図るため、飯田下伊那地域の事業者から購入した個人に1キロワット50,000円(上限200,000円)を補助	400	400	400	400	400	2,000		
36	根羽村	第3条 (1)エ	環境	土づくり事業	畜産振興による畜産公害防止と畜産排泄物の利用を図る ・堆肥センター施設整備・堆肥補助	500	500	500	500	500	2,500		
37	根羽村	第3条 (1)エ	環境	環境にやさしい公用車整備事業	低炭素社会構築に向け低燃費(環境にやさしい)対応公用車に更新し地域の先導的な役割を担う。 ・ハイブリット公用車 2台購入	0	3,000	0	0	3,000	6,000		
38	根羽村	第3条 (1)エ	環境	流域公益保全林整備事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う ・民有林整備への補助	13,639	13,000	13,000	13,000	13,000	65,639	信州の森林づくり事業(県)	・民有林整備について村単独で30%の嵩上げ補助
39	根羽村	第3条 (1)エ	環境	環境林整備事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う ・間伐の補助	6,308	6,000	6,000	6,000	6,000	30,308		
40	根羽村	第3条 (1)エ	環境	村有林整備事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う ・村有林の間伐実施	9,005	9,000	9,000	9,000	9,000	45,005		
41	根羽村	第3条 (1)エ	環境	水源林対策事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う ・村有林の間伐実施	2,519	2,500	2,500	2,500	2,500	12,519	矢作川水源基金助成事業(R6～R10)	
42	根羽村	第3条 (1)エ	環境	根羽スギの柱提供事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う ・搬出間伐	3,245	3,000	3,000	3,000	3,000	15,245		村有林の間伐材を搬出し住宅建設者へ柱をプレゼント
43	根羽村	第3条 (1)エ	環境	水源の森分収育林	下流域都市住民と協働した森林づくり、交流促進 ・遊歩道整備	6,081	5,000	5,000	5,000	5,000	26,081		安城市水源の森の間伐事業
44	根羽村	第3条 (1)エ	環境	木質バイオマス利用促進事業	木質バイオマス資源利用推進のための加工工場建設と設備導入補助 ・チップ加工工場建設 ・設備導入補助	0	0	0	10,000	20,000	30,000		
45	根羽村	第3条 (1)エ	環境	林業木材産業成長産業化促進対策事業	森林整備促進のため高性能林業機械導入 ・ウインチ付プロセッサ 1台 ・グラブプルソー・ウインチ付トラクター 1台 ・プロセッサ1台	17,753	13,200	13,200	6,500	6,500	57,153		

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
46	下條村	第3条 (1)エ	環境	太陽光発電システム設置補助事業	個人住宅用の①太陽光発電システム②蓄電システム③太陽熱温水器設置への補助金 ・補助対象者…村内の住宅に設置する者 ・補助額…①1kw当たり5万円上限20万円②本体費の1/4、上限20万円③事業費の1/5、上限10万円	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	22,500		
47	下條村	第3条 (1)エ	環境	防犯灯LED化整備事業	地域のLED防犯灯設置に対しての補助。 ・対象…防犯灯設置について設置場所を考慮し1万5千円～3万円補助	390	390	390	390	390	1,950		
48	下條村	第3条 (1)エ	環境	家庭用生ゴミ処理機購入補助金	ゴミ減量化対策の一環として、家庭用生ゴミ処理機の購入補助。 ・対象：機器の購入金額が6万円以上で1/2 限度額3万円	240	240	240	240	240	1,200		
49	下條村	第3条 (1)エ	環境	みんなで支える里山整備事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う ・里山の間伐補助(県事業の補助残を補助)	10	10	10	10	10	50		
50	下條村	第3条 (1)エ	環境	森林造成事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う ・里山整備を促進するため、県補助金を差し引いた額をかさ上げ補助	0	0	0	50	0	50		
51	下條村	第3条 (1)エ	環境	分収造林事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・分収造林契約地における間伐事業	0	0	0	0	0	0		森林の状況に応じて事業化
52	売木村	第3条 (1)エ	環境	村有林造成事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・村有林の間伐の実施	750	750	750	750	750	3,750	(財)豊川水源基金水源林対策事業	
53	売木村	第3条 (1)エ	環境	私有林造成補助事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・私有林の間伐支援(国県補助残の7割補助) ・高性能林業機械導入支援	3,300	2,500	2,500	2,500	2,500	13,300		事業費には村補助分のみを計上
54	売木村	第3条 (1)エ	環境	家庭用生ごみ処理機購入補助	ごみ減量化対策として家庭用生ごみ処理機の購入費用を補助する。 ・村内に居住する者が購入した処理機の購入額の1/3(一般家庭2万円、事業所20万円限度)を補助	0	0	20	20	20	60		
55	売木村	第3条 (1)エ	環境	太陽光発電システム設置補助	住宅用の太陽光発電システム設置への補助金 ・村内の住宅に設置する者1kw当り3万円(上限12万円)	0	0	120	120	120	360		
56	売木村	第3条 (1)エ	環境	公共施設LED化整備事業	公共施設の証明設備をLED化し、消費電力や電気料金の削減を図る。	7,557	20,394	12,341	9,020	4,180	53,492	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金・脱炭素化推進事業債	
57	天龍村	第3条 (1)エ	環境	造林補助事業(除間伐等)	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・除間伐に対する補助	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000	森林整備地域活動支援交付金、豊川水源基金補助金	
58	天龍村	第3条 (1)エ	環境	太陽と森林エネルギー等活用推進事業	太陽光発電設備、薪・ペレットストーブの設置整備促進	300	300	300	300	300	1,500		
59	天龍村	第3条 (1)エ	環境	自然エネルギー普及支援事業	小水力発電設備の整備	127	127	127	127	127	635		
60	天龍村	第3条 (1)エ	環境	生ごみ処理機購入補助	ゴミ減量化対策として家庭用生ゴミ処理機の導入補助を行う。 ・購入価格が3万円以上で補助の上限2万円、購入価格の1/2	20	20	20	20	20	100		
61	天龍村	第3条 (1)エ	環境	省エネ推進普及事業	電動アシスト自転車購入費及び購入補助金	30	30	30	30	30	150		
62	天龍村	第3条 (1)エ	環境	公用車整備事業	公用車の環境対応車(低公害車)整備	1,000	1,000	1,000	1,000	0	4,000		
63	天龍村	第3条 (1)エ	環境	間伐材運搬事業補助金	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う ・間伐材を原木市場等へ運搬する費用に対する補助(1立米あたり1千円)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000		
64	泰阜村	第3条 (1)エ	環境	特定間伐等促進事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000		

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
65	喬木村	第3条 (1)エ	環境	森林造成事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・村有林の間伐実施	8,300	4,300	4,300	4,300	4,300	25,500		
66	喬木村	第3条 (1)エ	環境	森林造成関係事業補助金	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。 ・人工林を主体とした計画的・一体的な間伐を行った団体への補助	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000		
67	喬木村	第3条 (1)エ	環境	太陽光発電システム・蓄電システム設置補助	低炭素社会の構築に向け、圏域全体で普及拡大を図るため、個人家庭への太陽光発電システム及び蓄電システム購入の補助。 ・補助額…太陽光:1kw当たり3万円上限10万円 蓄電:対象経費の1/3上限10万円 ※セットの場合は上限15万円 ・対象数…年間12戸	3,500	5,000	6,250	7,500	8,750	31,000		
68	喬木村	第3条 (1)エ	環境	生ごみ処理機設置補助	家庭で出る生ゴミを堆肥化及び乾燥化することにより、生ゴミの減量を図る ・対象…個人家庭の生ゴミ処理器購入 ・補助額…1/2補助。年間5台対象	250	250	250	250	250	1,250		
69	喬木村	第3条 (1)エ	環境	太陽熱温水器設置補助	地球環境への負荷の少ない太陽が持つクリーンエネルギーの有効利用により、日照時間と日射量に恵まれた地域の自然特性を活かしたエネルギー利用を促進し、循環型地域社会形成に寄与するため、住宅の屋根等に太陽熱温水器を設置するための補助 ・補助額 設置費の1/3 上限5万円 ・対象数 年間3基	150	200	250	300	350	1,250		
70	豊丘村	第3条 (1)エ	環境	太陽光発電システム設置補助事業	低炭素社会の構築に向け、太陽光発電システム・蓄電システム設置に補助する 太陽光:1kwあたり4万円 上限20万円 蓄電池:対象経費の1/3 上限10万円	6,250	6,250	6,250	6,250	6,250	31,250		
71	豊丘村	第3条 (1)エ	環境	生ごみ処理機導入補助事業	生ごみ減量化のため、生ごみ処理機導入に補助する	450	450	450	450	450	2,250		
72	豊丘村	第3条 (1)エ	環境	防犯灯LED化事業	低炭素社会の構築に向け、新設する防犯灯をLED化し、環境に配慮した圏域形成を行う	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000		
73	豊丘村	第3条 (1)エ	環境	村有林保育間伐事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備を行う。	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,500	森林整備センター造林委託金(R6)	
74	豊丘村	第3条 (1)エ	環境	竹林整備事業	竹林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため竹林整備を行う。	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	22,500		
75	大鹿村	第3条 (1)エ	環境	森林造成事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備をおこなう。 ・間伐、搬出間伐の実施	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000		
76	大鹿村	第3条 (1)エ	環境	私有林整備事業	森林の持つ二酸化炭素を吸収する機能を強化するため森林整備をおこなう。 ・間伐に対する補助 個人負担5000円/1h 年50ha	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000		

オ 教育及び文化

①図書館ネットワークシステムの構築

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (1)オ	教育及び文化	図書館コンピュータシステム運営事業	圏域の図書環境充実のため、図書館ネットワークシステムを構築し運用する。	8,073 (5,594)	8,073 (5,594)	8,073 (5,594)	8,073 (5,594)	8,073 (5,594)	40,365 (27,970)		()内は飯田市負担金、事業費との差額は町村負担金
2	松川町	第3条 (1)オ	教育及び文化	図書館ネットワークシステム構築事業	圏域の図書環境充実のため、図書館ネットワークシステムを構築し運用する。	793	793	793	793	793	3,965		負担金を飯田市へ支出
3	高森町	第3条 (1)オ	教育及び文化	図書館ネットワークシステム導入事業	圏域の図書環境充実のため、図書館ネットワークシステムを構築し、及び運用する。	862	862	862	862	862	4,310		負担金を飯田市へ支出
4	喬木村	第3条 (1)オ	教育及び文化	図書館ネットワークシステム導入事業	圏域の図書環境充実のため図書館ネットワークシステムを構築し運用する。	343	343	343	343	343	1,715		負担金を飯田市へ支出
5	豊丘村	第3条 (1)オ	教育及び文化	図書館ネットワーク構築事業	圏域の図書館協充実のため図書館ネットワークシステムを構築し、及び運営する。	481	481	481	481	481	2,405		負担金を飯田市へ支出

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ア 地域公共交通及びICTインフラの整備 (ア) 地域公共交通ネットワークの構築													
						192,302	192,842	192,842	192,842	192,842	963,670		
No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (2)ア(7)	公共交通	乗合タクシー上市田線運行	准基幹路線上市田線の運行支援(運行赤字補てん)	5,815	5,815	5,815	5,815	5,815	29,075	特別交付税措置	
2	高森町	第3条 (2)ア(7)	公共交通	乗合タクシー上市田線運行事業 (上市田線)	基幹路線上市田線の乗合タクシーの実証運行支援(運行赤字補てん)	1,454	1,454	1,454	1,454	1,454	7,270	特別交付税措置	
3	飯田市	第3条 (2)ア(7)	公共交通	路線バス阿島線運行	基幹路線阿島線の運行支援(運行赤字補てん)	11,195	11,195	11,195	11,195	11,195	55,975	特別交付税措置	
4	喬木村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	路線バス阿島線(阿島線)	基幹路線阿島線の運行支援(運行赤字補てん)	3,732	3,732	3,732	3,732	3,732	18,660	特別交付税措置	
5	大鹿村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	廃止路線代替バス運行事業 (大鹿線)	基幹路線大鹿線の運行支援(運行赤字補てん)	25,542	25,542	25,542	25,542	25,542	127,710	特別交付税措置	
6	豊丘村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	村営バス運行(一部)	豊丘村内からJR市田駅を結ぶ村営バス(堀越線、佐原線、壬生沢福島線、壬生沢線、福島線、滝川阿島北県道線)及び豊丘村内から基幹路線阿島線を結ぶ村営バス(壬生沢線、滝川阿島北県道線)を運行する	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	15,500	特別交付税措置	
7	喬木村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	喬木村民バス氏乗線(一部)	喬木村内からJR飯田駅を結ぶ村民バス氏乗線を運行する	1,807	1,807	1,807	1,807	1,807	9,035	特別交付税措置	
8	飯田市	第3条 (2)ア(7)	公共交通	路線バス駒場線運行	基幹路線駒場線の運行支援(運行赤字補てん)	19,642	19,642	19,642	19,642	19,642	98,210	特別交付税措置	
9	阿智村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	路線バス駒場線運行負担金	基幹路線駒場線の路線バスの運行支援(運行赤字補てん)	5,540	5,600	5,600	5,600	5,600	27,940	特別交付税措置	
10	阿智村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	西部コミュニティバス負担金	准基幹路線西部コミュニティバスの運行 ・幹事村根羽村への負担金	6,500	7,000	7,000	7,000	7,000	34,500	特別交付税措置	
11	平谷村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	西部コミュニティバス負担金	西部3村による准基幹路線西部コミュニティバスの試行運行 ・幹事村根羽村への負担金	2,876	2,876	2,876	2,876	2,876	14,380	特別交付税措置	
12	根羽村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	西部コミュニティバス負担金	西部3村による准基幹路線西部コミュニティバスの運行 ・西部コミュニティバス運行委託	4,520	4,500	4,500	4,500	4,500	22,520	特別交付税措置	
13	飯田市	第3条 (2)ア(7)	公共交通	路線バス平岡線 乗合タクシー平岡線運行	准基幹路線平岡線の路線バス及び乗合タクシー運行支援 (運行赤字補てん)	8,982	8,982	8,982	8,982	8,982	44,910	過疎対策事業債	
14	天龍村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	バス対策負担金 (平岡線)	准基幹路線平岡線の路線バス及び乗合タクシーの運行 ・平岡線運行負担	230	230	230	230	230	1,150	特別交付税措置	
15	飯田市	第3条 (2)ア(7)	公共交通	路線バス遠山郷線運行	准基幹路線遠山郷線の運行支援(運行赤字補てん)	38,218	38,218	38,218	38,218	38,218	191,090	過疎対策事業債	
16	喬木村	第3条 (2)ア(7)	公共交通	路線バス遠山郷線(遠山郷線)	准基幹路線遠山郷線の路線バス運行支援(遠山郷線運行負担)	600	600	600	600	600	3,000	特別交付税措置	
17	阿南町	第3条 (2)ア(7)	公共交通	南部公共交通協議会負担金 (阿南線)	下伊那南部地域公共交通対策協議会による基幹路線阿南線の運行 ・下伊那南部地域公共交通対策協議会への負担金	18,394	18,394	18,394	18,394	18,394	91,970	特別交付税措置	

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
18	下條村	第3条 (2)ア(ア)	公共交通	南部公共交通対策事業 (阿南線)	下伊那南部地域公共交通対策協議会による基幹路線阿南線の路線バスの運行 ・南部公共交通協議会への負担金	12,281	12,281	12,281	12,281	12,281	61,405	特別交付税措置	
19	売木村	第3条 (2)ア(ア)	公共交通	南部公共交通協議会負担金 (阿南線)	下伊那南部地域公共交通対策協議会による基幹路線阿南線の路線バスの運行 ・南部公共交通協議会への負担金	631	631	631	631	631	3,155	特別交付税	
20	天龍村	第3条 (2)ア(ア)	公共交通	南部公共交通協議会負担金 (阿南線)	下伊那南部地域公共交通対策協議会による基幹路線阿南線の路線バスの運行 ・南部公共交通協議会への負担金	89	89	89	89	89	445	特別交付税措置	
21	泰阜村	第3条 (2)ア(ア)	公共交通	南部公共交通協議会負担金 (阿南線)	下伊那南部地域公共交通対策協議会による基幹路線阿南線の路線バスの運行 ・南部公共交通協議会への負担金	196	196	196	196	196	980	特別交付税措置	
22	阿南町	第3条 (2)ア(ア)	公共交通	南部公共交通協議会負担金 (温田線)	下伊那南部地域公共交通対策協議会による基幹路線温田線の路線バスの運行 ・下伊那南部地域公共交通対策協議会への負担金	18,103	18,103	18,103	18,103	18,103	90,515	特別交付税措置	
23	売木村	第3条 (2)ア(ア)	公共交通	南部公共交通協議会負担金 (温田線)	下伊那南部地域公共交通対策協議会による准基幹路線温田線の路線バスの運行 ・下伊那南部地域公共交通対策協議会への負担金	2,769	2,769	2,769	2,769	2,769	13,845	特別交付税措置	
24	天龍村	第3条 (2)ア(ア)	公共交通	バス対策負担金 (温田線)	下伊那南部地域公共交通対策協議会による准幹路線温田線の路線バスの運行 ・下伊那南部地域公共交通対策協議会への負担金	116	116	116	116	116	580	特別交付税措置	
25	泰阜村	第3条 (2)ア(ア)	公共交通	南部公共交通協議会負担金 (温田線)	下伊那南部地域公共交通対策協議会による准幹路線温田線の路線バスの運行 ・下伊那南部地域公共交通対策協議会への負担金	255	255	255	255	255	1,275	特別交付税措置	

(イ)地域情報共有システムの構築

①電子メール配信システムの運営

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	1,387	0	0	0	0	1,387	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (2)ア(イ)	ICT	インターネット情報発信管理事業	電子メール配信システムの運営 ・メール配信システム利用料	1,188					1,188		令和6年12月末をもってメール配信システムの共同利用は終了
2	喬木村	第3条 (2)ア(イ)	ICT	地域情報通信技術利活用推進交付金	電子メール配信システムの運営 ・メール配信負担金	95					95		負担金を飯田市へ支出
3	豊丘村	第3条 (2)ア(イ)	ICT	南信州地域情報メール配信システム負担金	電子メール配信システムの運営 ・メール配信負担金	104					104		負担金を飯田市へ支出

③ケーブルテレビによるデータ放送システムの運営

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	7,040	7,040	7,040	16,698	7,040	44,858	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (2)ア(イ)	ICT	データ放送システム運用事業 【共通運営経費】	飯田市、喬木村が共同利用するデータ放送システムの運営 ・システム利用等	3,096	3,096	3,096	8,024	3,096	20,408		
2	飯田市	第3条 (2)ア(イ)	ICT	データ放送システム運用事業 【個別運営経費】	飯田市のデータ放送用の自主放送番組編成システムの運営 ・システム機器保守、行政情報番組の編成委託等	1,132	1,132	1,132	1,132	1,132	5,660		
3	喬木村	第3条 (2)ア(イ)	ICT	データ放送システム運用事業 【共通運営経費】	飯田市、喬木村が共同利用するデータ放送システムの運営 ・システム利用等	1,492	1,492	1,492	6,222	1,492	12,190		
4	大鹿村	第3条 (2)ア(イ)	ICT	データ放送システム運営事業 【個別運営経費】	大鹿村が利用するデータ放送システムの運営 ・システム利用等	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	6,600		

(ウ)戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	19,267	12,845	0	0	0	32,112	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	19,267 (1,756)	12,845 (1,171)				32,112 (2,927)		〇内は飯田市負担金、事業費との差額は町村負担金
2	松川町	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
3	高森町	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
4	阿南町	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
5	阿智村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
6	平谷村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
7	根羽村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
8	下條村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
9	売木村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
10	天龍村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
11	泰阜村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
12	喬木村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
13	豊丘村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出
14	大鹿村	第3条 (2)ア(ウ)	ICT	戸籍情報処理に係る電算システム機器の一部の共同利用	戸籍情報システム機器の一部を共同利用し、遠隔地にバックアップシステムを構築する。	1,347	898				2,245		町村負担金として飯田市へ支出

イ 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	1,056,735 R6事業費	879,030 R7事業費	532,930 R8事業費	328,775 R9事業費	345,930 R10事業費	3,143,400 計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (2)イ	交流移住促進	商業的・文化的イベント事業 りんご並木活性化推進事業	歩行者優先道路であるりんご並木のトランジットモール化へ向け、社会実験としての継続した車両通行規制を実施し通過交通の減少を図り、さらには周辺の商業施設、動物園などと一緒にとなるコミュニティ道路としての空間づくりを創出するイベント実施から交流人口を増加させ、周辺住民をはじめとする市民意識の醸成を図り、実現へと結びつける。	8,375	3,753	3,753	3,753	3,753	23,387	中心市街地活性化ソフト事業 都市構造再編集集中支援事業（R6）	
2	飯田市	第3条 (3)イ	交流移住促進	交流人口・関係人口増大支援事業	リニア中央新幹線開通により、大都市圏との近隣交流を踏まえ、まちなか観光を促進させ、国内外から多くの人を引き付ける魅力づくりに取り組む。	600	600	600	600	600	3,000	中心市街地活性化ソフト事業	
3	飯田市	第3条 (2)イ	交流移住促進	遊歩道整備事業	天龍峡を安全かつ快適に散策できるようするため、遊歩道等を整備する。 ・龍東道遊歩道	0	0	0	0	0	0		整備等の必要に応じて事業化
4	飯田市	第3条 (2)イ	交流移住促進	天龍峡景観保全対策事業	天龍峡の風致景観の魅力を高めるため、景観支障木・構造物を修景する。 ・名勝指定地内	2,695	2,695	2,695	2,695	2,695	13,475		
5	飯田市	第3条 (2)イ	交流移住促進	天龍峡おもてなし戦略支援事業	天龍峡の活性化、交流を促進するため、専門家の指導を受けながら、地元関係団体、若手世代等への支援を行うとともに、観光誘客事業を実施する。 ・観光誘客事業、情報発信、専門家招聘ほか	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000		
6	飯田市	第3条 (2)イ	交流移住促進	森林環境整備事業	名勝天龍峡の適切な保護のため、自然景観の保存管理事業を実施する。 ・名勝指定地内	0	0	0	0	0	0		景観の状況に応じて事業化
7	飯田市	第3条 (2)イ	交流移住促進	整備検討委員会	天龍峡における整備事業について、文化財保護の観点から整備に係る検討委員会等を開催する。 ・名勝天龍峡整備検討委員会 ・名勝天龍峡サイン計画ワーキング会議	90	0	0	0	0	90		
8	飯田市	第3条 (2)イ	交流移住促進	名勝天龍峡サイン整備	天龍峡来訪者が安全・安心に移動し、鑑賞することのできる遊歩道案内及び歴史、見どころ、自然等の紹介を行うサイン(看板)の整備	4,050	0	0	0	0	4,050	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（R6）	

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
9	飯田市	第3条 (2)イ	交流移住促進	道の駅遠山郷施設整備事業	三遠南信自動車の開通を見据え『信州の南の玄関口』としての役割を果たすため、道の駅遠山郷の再生に向けた整備を行う。 ・かぐらの湯新規源泉掘削(R5～R7) ・道の駅遠山郷施設改修(R6～R7) ・施設維持管理(R8～R10)	616,250	325,300	4,200	4,200	4,200	954,150	過疎対策事業債	R8以降事業費は、施設・設備等の法定点検及び保守点検等、維持管理費用を計上
10	高森町	第3条 (2)イ	交流移住促進	信州たかもり温泉施設機能維持補修・改修事業	賑わい創出の拠点である信州たかもり温泉(湯ヶ洞・御大の館)の施設機能を維持するため、必要に応じて補修・改修を行い、それを運営面での充実へつなげていく。	34,280	200,000	200,000	1,345	1,500	437,125		
11	高森町	第3条 (2)イ	交流移住促進	市田柿発祥の里たかもり振興事業	発祥の里として、市田柿全体のイメージアップや付加価値・ブランド力の向上を町観光協会が中核となって図る。 ・各種プロモーションイベント参加と開催 ・イメージキャラクター「柿丸くん」PR ・「市田灯笼流し大煙火大会」 ・デジタルスタンプラリーによる「発祥の里」の訴求	19,575	19,575	19,575	19,575	19,575	97,875		①発祥の里推進協議会 ②観光振興・観光協会運営事業
12	阿南町	第3条 (2)イ	交流移住促進	かじかの湯施設改修事業	観光拠点施設であるかじかの湯施設及び周辺整備 ・かじかの湯施設改修事業(R6～R10) (ポンプインバーター改修、外壁塗装、伴坊塗装) ・かじかの湯周辺整備事業(R6～R10) (遊歩道整備、景観整備)	18,234	18,234	18,234	18,234	18,234	91,170		
13	阿智村	第3条 (2)イ	交流移住促進	観光宣伝誘客促進事業	屋神温泉の景観整備、着地型観光の研究と商品化、送迎バス運行、案内所による地域情報発信、首都圏・中京圏などのプロモーション等	139,500	139,500	139,500	139,500	139,500	697,500		
14	阿智村	第3条 (2)イ	交流移住促進	観光施設整備事業	観光客受入環境のグレードアップを行う。トイレ、駐車場、公園などの施設整備	4,656	5,000	10,000	10,000	10,000	39,656		
15	阿智村	第3条 (2)イ	交流移住促進	湯ったりーな屋神運営支援事業	日帰り健康温泉施設のプール運営の支援	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000		
16	平谷村	第3条 (2)イ	交流移住促進	温泉施設改修事業	観光拠点施設のひまわりの湯の改修を行い、誘客の増加と滞在型観光の推進で都市住民との交流促進と地域の活性化を図る。 ・ポンプ施設 ・温泉設備改修 ・プール補修 ・宿泊棟設備改修	18,458	15,000	15,000	15,000	15,000	78,458		
17	平谷村	第3条 (2)イ	交流移住促進	スキー場施設改修事業	観光拠点施設の平谷高原スキー場の改修を行い、誘客の増加と滞在型観光の推進で都市住民との交流促進と地域の活性化を図る。 ・リフト設備整備 ・レストハウス改修 ・レンタルハウス改修 ・スノーマシン・スノーモービル・圧雪車	11,414	13,000	15,000	13,000	15,000	67,414		
18	平谷村	第3条 (2)イ	交流移住促進	フィッシングスポット施設改修事業	観光拠点施設の平谷湖フィッシングスポットの改修を行い、誘客の増加と滞在型観光の推進で都市住民との交流促進と地域の活性化を図る。 ・人工池整備改修、管理棟設備改修	0	2,000	0	2,000	0	4,000		
19	根羽村	第3条 (2)イ	交流移住促進	観光拠点施設周辺景観整備事業 (大杉公園)	周辺の森林を活かした癒しの空間を提供する ・遊歩道と林地内整備 ・景観整備 ・遊歩道整備 ・東屋整備	7,130	5,000	5,000	5,000	5,000	27,130		
20	根羽村	第3条 (2)イ	交流移住促進	観光拠点施設周辺景観整備事業 (赤坂公園)	周辺の森林を活かした癒しの空間を提供する ・ウッドデッキ整備・遊歩道と林地内整備	14,817	3,000	3,000	3,000	3,000	26,817		
21	根羽村	第3条 (2)イ	交流移住促進	観光拠点施設周辺景観整備事業 (茶臼山高原)	周辺の森林を活かした癒しの空間を提供する ・遊歩道整備 ・景観整備・テントサイト運営	6,457	2,000	2,000	2,000	2,000	14,457		
22	根羽村	第3条 (2)イ	交流移住促進	観光拠点施設周辺景観整備事業 (魚の館)	矢作川周辺の水辺を活かした癒しの空間を提供する ・水の展示館整備 ・駐車場整備	0	0	0	0	20,000	20,000		
23	根羽村	第3条 (2)イ	交流移住促進	上下流・県境交流等促進事業	下流域都市住民と協働した森林づくり、交流促進 ・環境緑化整備(植樹等)、交流事業(音響機材借上等)	4,238	4,000	4,000	4,000	4,000	20,238		
24	下條村	第3条 (2)イ	交流移住促進	道の駅 そばの城改修事業・各種体験設備・リニア発生土関連事業の整備	観光拠点施設である、そばの城の改修、また、リニア発生土を利用した道の駅周辺整備、観光施設の改修費	7,920	7,920	7,920	7,920	7,920	39,600		

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
25	売木村	第3条 (2)イ	交流移住促進	こまどりの湯・自然休養村等施設改修事業	こまどりの湯・自然休養村・農産物加工直売施設の機能の維持拡充を行い、都市住民により快適な癒しの空間を提供する。 ・こまどりの湯施設設備改修 ・自然休養村施設設備改修 ・農産物加工直売施設設備改修 ・遊歩道補修 ・展望施設設備改修	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	5,050		
26	売木村	第3条 (2)イ	交流移住促進	スポーツイベント・スポーツ合宿関係人口創出事業	売木村の豊かな自然の中でスポーツイベントやスポーツ合宿を行うことにより参加者と村民との交流人口を増加させる。 ・イベント開催 ・景観維持 ・コース整備	979	979	979	979	979	4,895		
27	売木村	第3条 (2)イ	交流移住促進	陸上競技場整備事業	スポーツ施設を整備して、都市部からの交流人口の増加を図る。 ・トラックの排水性を向上させるため暗渠排水工事 ・景観維持 ・グラウンド整地 ・施設整備改修	512	512	512	512	512	2,560		
28	売木村	第3条 (2)イ	交流移住促進	田舎体験型観光事業	都市部に居住する移住希望者を対象に田舎暮らし体験イベントを実施。田舎ならではの体験と移住者が溶け込みやすい環境を作り、移住者や観光客の増加に繋げる。	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	18,000		
29	天龍村	第3条 (2)イ	交流移住促進	おきよめの湯、おきよめの郷、ふれあいステーション龍泉閣等活性化事業	おきよめの湯、龍泉閣等の観光資源の魅力の向上を図り、住民及び大都市圏等圏域外の住民に対して、娯楽及び体験の機会並びに癒しの空間を提供する。 ・おきよめの湯周辺整備事業(薪ボイラー導入、源泉設備整備、休憩室棟等整備、各種備品更新) ・おきよめの郷整備事業(遊休施設の再生、建物設備改修) ・ふれあいステーション「龍泉閣」改修整備事業(店舗増改築、施設改修、各種備品更新) ・買物弱者施設整備事業 ・和知野川キャンプ場および味覚小屋周辺整備事業(ログハウスおよび管理棟、キャンプ場関連施設、味覚小屋の改修) ・大河内森林公園(キャンプ場関連施設)整備事業 ・飯田線等誘客イベント	11,277	10,000	10,000	10,000	10,000	51,277		
30	泰阜村	第3条 (2)イ	交流移住促進	泰阜村よけ地区活性化事業	通年合宿の場所として整備し、都市住民との交流を図る。 ・看板整備 5ヶ所 ・進入路整備 1,000m ・遊歩道の整備 500m	33,833	0	0	0	0	33,833		
31	泰阜村	第3条 (2)イ	交流移住促進	あいパークやすおかの活性化事業	圏域内外の住民と都市住民との交流の場整備 ・アクセス路の整備 100m ・広場造成、遊具整備	11,352	11,352	11,352	11,352	11,352	56,760		
32	泰阜村	第3条 (2)イ	交流移住促進	交流施設活性化事業	圏域内外の住民と都市住民との交流の場整備 ・宿泊施設改修	0	3,000	3,000	3,000	0	9,000		
33	泰阜村	第3条 (2)イ	交流移住促進	二軒屋キャンプ場整備事業	圏域内外の住民と都市住民との交流の場整備 ・キャンプ場内整備	500	500	500	0	0	1,500		
34	喬木村	第3条 (2)イ	交流移住促進	賑わい拠点整備事業	リニア中央新幹線飯田駅利用者、中央高速自動車道利用者を含む喬木村への玄関口として、たかぎ農村交流センターの周辺地域が、来村者の受け入れと村内への誘導基地としての機能と、住民の交流広場としての機能を併せ持つ拠点として整備を進めるための取組を行う。また、村出身者も含めた村外者が参加できるイベントを開催し、交流人口の拡大を図る。 ①・交流センター周辺整備事業	1,433	1,500	1,500	1,500	1,500	7,433		
35	豊丘村	第3条 (2)イ	交流移住促進	賑わい拠点整備・誘客促進事業	圏域内外の住民と都市住民との交流施設「道の駅 南信州とよおかマルシェ」「観光拠点施設 とよおか旅時間」事業展開 ・農家レストラン・農林産物直売所・加工体験施設・道路休憩施設・食料品スーパー・レンタサイクル	27,500	22,000	22,000	22,000	22,000	115,500		
36	大鹿村	第3条 (2)イ	交流移住促進	大西公園周辺整備事業	赤石岳と山村景観を望む大西公園の整備と隣接する中央構造線博物館周辺の整備による交流拠点整備	0	15,000	5,000	0	0	20,000	過疎債	
37	大鹿村	第3条 (2)イ	交流移住促進	中央構造線観察地等整備事業	南アルプスジオパークの解説看板等を設置し、中央構造線に係る地域資源を情報発信する。	0	0	0	0	0	0		

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	R6事業費	R7事業費	R8事業費	R9事業費	R10事業費	計	補助金・起債名等	備考
38	大鹿村	第3条 (2)イ	交流移住促進	大池高原整備事業	広域MTBコースの整備によるインバウンド観光の推進と周辺施設の再整備を一体で行うことで、圏域内外の交流人口の拡大を図る。	23,000	20,000	0	0	0	43,000		

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 人材育成等

①合同専門研修

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	2,574 R6事業費	2,574 R7事業費	2,574 R8事業費	2,574 R9事業費	2,574 R10事業費	12,870 計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (3)	人材育成	合同専門研修	飯田市等が実施する研修において、町村等にとって有益なものについて、町村職員等の参加の機会を設ける。 ・環境、法務、財務会計、税務、まちづくり・人づくり、産業振興、防災等 ・周辺町村の公会計制度に関する学習・検討	2,574	2,574	2,574	2,574	2,574	12,870		

②外部人材活用事業

No.	市町村名	協定項目	政策分野	事業名	事業概要	7,642 R6事業費	6,697 R7事業費	6,697 R8事業費	6,697 R9事業費	6,697 R10事業費	34,430 計	補助金・起債名等	備考
1	飯田市	第3条 (3)	人材育成	外部専門家の招聘・連携事業	「学輪IIIDA」ネットワークを活用した大学との連携事業・共同研究や、「総務省人材ネット」等を活用した外部専門家の招聘を行い、地域をけん引しマネジメントできる地域人材の確保と育成に取り組む。 ① 観光創造広域観光開発等 ② 地域特産品の開発、起業支援等 ③ 地域の活性化(集落コミュニティづくり、共住施策、空き家利活用の推進等)	3,042	2,097	2,097	2,097	2,097	11,430		
2	売木村	第3条 (3)	人材育成	外部専門家の招聘・連携事業	愛知大学から売木村への人材派遣事業、集落の持続に資するための試行事業を行う ・移住・共住支援事業 ・集落の教え「うるぎ読本」の作製 ・遊休農地復活プロジェクト ・農と食と健康の創生プロジェクトへの参加 ・特産品開発プロジェクトの継続	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	23,000		